

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第1回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月25日、町長から第1回定例会の招集告知をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案24件が町長から提出されております。このほか発議5件も提案されておりますので、後ほどお諮りします。

次に、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体監査の結果について報告がありました。また、昨年11月に行った平成25年度定期監査における指摘事項回答書についても報告がありました。内容につきましてはお手元に配付した報告書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さんおはようございます。

行政報告をさせていただきます。先般2月27日、全員協議会を開催した後の報告をさせていただきます。

その晩には、青部で地区の懇談会がございました。23カ所目で最終ということで、これまで多くの議員の皆様にもそれぞれの懇談会に参加をいただきまして、それぞれ町民の意識を共有されたということで、これからは議会の皆さん、それから行政が一体となって、町民のために頑張っていく決意をしたというのが27日でございます。

28日には入札会2件を行いました。その日に県の共済組合の理事会がございまして、出席をしております。その晩で、町内の医師4名に出席をいただきまして、医療体制検討会を開催しております。これは今後の町内の医療についての検討会をしたということでございます。

3月1日ですが、川根高校の卒業式がございまして出席をしております。

2日には、職員の採用の面接がございまして面接をいたしました。その日にスイーツ、いわゆる市場開発調査の推進事業がありまして、その結果発表ということで茶茗館にて開催され出席をしております。

3日の日は、予算の記者発表を行いました。

きのうですが、県の交通政策室へ大井川鐵道の関係で打ち合わせに行っていました。それでは、26年度の予算編成にあたりまして施政方針を少し述べさせていただきます。

一昨年12月の衆議院議員選挙後に誕生いたしました安倍政権によるデフレ脱却に向けた経済政策が、平成24年度から今年度にかけて推し進められており、その効果が少しずつ見え始めている状況にあります。また、昨年7月の参議院議員選挙により、政権与党が過半数の議席を占めたことにより国会のねじれ状態が解消され、安定した政権のもとで継続した経済政策が進められることになり、今後も緩やかな景気回復が続くとみられております。

さらには、2020年の東京オリンピック開催が決定したことが、今後の景気回復を大きく後押しすることが期待されるなど、長く続いた景気の低迷、デフレ脱却に向けて好条件がそろってきた状況であります。

しかし、本年4月に消費税率が8%に引き上げられることにより、消費の低迷も危惧されており、また欧州経済やアメリカ経済などの不安定要素も存在することから、引き続き国政や世界経済の動向を注意していく必要があります。

本町は合併以降、持続可能な行財政運営を目指し、町の歳入規模や将来を見据えた緊縮予算の編成の執行と、平成18年10月に策定いたしました川根本町行財政改革大綱に基づく実施計画の推進に努めてまいりました。また、国の経済対策による投資的施策の展開により、平成24年度の一般会計決算では、歳入65億円、歳出58億円と大きな予算規模となっております。

しかし、財政構造の硬直度を示す指標である経常収支比率は86.4%と依然として高く、茶業などの地場産業の停滞や観光業の衰退などによる景気の低迷などにより、町税収入の増額

が見込めない状況を踏まえると、引き続き厳しい財政状況であることは変わりなく、国・県補助金及び地方交付税等の財源への依存は不可欠であります。このような中、住民生活に最も身近な公共団体である町の行財政運営への関心はもとより、予想される東海地震や河川工事への要望、安全対策への町民の関心が高まっており、安心して暮らせる生活環境整備が重点課題となっております。

しかしながら、限られた財源・人材で町民のニーズに応えていくためには、継続的な施策の見直しが必要であります。このようなことを踏まえ、今後予定されている普通交付税の減額などの町財政状況を十分認識し、事務事業評価を通じた積極的な事業の見直しによる行政全般にわたる改革を目指した第一次川根本町総合計画後期基本計画を踏まえ、本町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現、「水と森の番人 川根本町木づかいプラン」や各種実施計画による地域の特長を生かした事業の推進に向けて、積極的に取り組む方針でございます。

川根本町の平成26年度当初予算の一般会計は76億9,600万円と、前年度に比べ17億2,300万円、率にして28.9%の大幅な増額となりました。国保事業など6つの特別会計を合わせた総額は104億4,670万円と、前年度と比べ19億3,470万円、率にして22.7%の増額となりました。平成26年度は高度情報基盤整備事業に着手するとともに、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や、ユネスコエコパーク登録などにより多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域観光交流の促進を重点に置き、予算の編成をいたしました。

主な柱として自然災害等に備えた防災対策、人口減少・少子高齢化に対応し町民が健康で明るく過ごすための保健・医療・福祉・教育の充実による安心して住めるまちづくり、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化、6次産業化、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり、誘客対策の実施による地域間交流の促進や、人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援による、交流とふれあいのまちづくりを目指して予算を編成させていただきました。

各会計別に、提案理由の説明にて、事項別に明細を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

行政報告を終わらせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

◇

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、太田侑孝君、8番、山本信之君を指名します。

◇

◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの15日間に決定しました。

◇

◎日程第3 議案第1号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

議案1ページをごらんください。

平成26年度において静岡県教育委員会との人事交流を実施するに当たり、条例を改正するものであります。

交流教職員については、その期間は町職員として採用し、給与等については町が支給することになります。町条例では教職員関係の給与表がないため県と協議し、当該制度を実施している近隣市町の状況と合わせ、給与表については静岡県教職員の給与に関する条例の給与表を準用するものであります。

なお、他の手当等につきましては、町の条例により支給をいたします。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第2号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第4、議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案2ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い道路占用料の1カ月に満たない場合の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 通告をしてありますので、それに従って質疑を行います。

1点目は、この「100分の105」を「100分の108」に変えることによるという改正ですけれ

ども、1カ月に満たない部分の占用料の改定ということで、そういう事例があるのかどうかをお聞きします。

2点目は、このように県とか市町村で行う一般会計の徴収については、非課税ということになっていると思うのですけれども、なぜここで消費税が加算されるのか、その説明を求めます。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

道路占用の利用状況でございますが、この条例は占用権が1カ月に満たない場合による占用料については、平成23年度、平成24年度、平成26年3月3日現在において徴収はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 一般会計は非課税ではないかという御質問ですけれども、国や地方公共団体の一般会計に対する消費税の扱いにつきましては、国や地方公共団体において資産の譲渡等を行う場合は納税義務者となるものであります。

例えばわかりやすく言いますと、国や市町が105円で仕入れたものを国や市町は105円で売っているので申告義務がないというだけでありまして、一般会計全部が非課税になっているというものではありません。

ただ、4月からはこれまで105円で仕入れたものが108円で仕入れることになりますので、当然4月以降は108円で売らなければならないということになっております。

そのほか消費税には非課税規定が様々ついておりまして、例えば土地の譲渡であるとか、有価証券の譲渡あるいは身体障がい者の方の用品の譲渡や貸し付け、あと学校教育などは非課税となっております。また、その中に国等が行う一定の事務に係る役務の提供ということで、法令に基づいて徴収される手数料等も非課税の中に入っているものであります。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど建設課長は、平成23、24、26年の3月3日現在で徴収はないとお答えになりましたけれども、25年度はどうだったのでしょうか。

それから2点目ですけれども、一般会計の消費税を課税するかどうかということで、今、総務課長から説明があったのですけれども、この1カ月に満たない部分だけをこうやって消費税を徴収する、ほかの部分は徴収していないですよ、その理由をお聞きしたのですけれども。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 先ほど26年3月3日現在というのは、25年度において26年3月3日現在において徴収はないという意味でございます。失礼いたしました。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 消費税の扱いにつきましては、消費税法6条で消費税を課さない規定があります。それに基づきまして消費税法施行令8条におきまして、土地の貸し付けに係る期間が1カ月に満たない場合、及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、消費税が課税される規定となっております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第2号に反対の立場から討論を行います。

この議案は、2012年8月に野田民主党政権が自公3党合意に基づき可決成立させた、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の、今年4月1日からの施行に伴う8%への引き上げを実施するための条例改正です。

しかし、消費税法の附則第18条には、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に経済状況などを総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずることと定められており、景気回復を実施の条件としています。

それなのに安倍首相は、赤字国債の増発などアベノミクスで強引につくり出した円安、株高の景気回復ムードをもとに、昨年10月に景気回復と判断を下し、4月1日から8%への引き上げを強行しようとしています。景気回復が順調でないことは、株価の乱高下が起きたり、労働者の実質給料が連続18カ月も減少していることや、安倍首相自身が景気後退を心配して5兆円を超す大規模な景気対策のための法人税減税や、大型公共事業のばらまきの補正予算を強引に可決成立させたことでも明らかです。アベノミクス効果で一部の輸出企業や投資家はぼろもうけをしているでしょうが、私たち庶民の暮らしは年金引き下げや低賃金の上円安による輸入原材料の高騰で、電気代も灯油代も、食料品など生活必需品の連続値上げに見舞われ家計は火の車で、景気回復の恩恵など全く感じられないのが実情です。

消費税の8%への増税は、社会保障の負担増や給付減などとあわせると、史上最悪の10兆円もの負担増といわれています。このような庶民、弱者の生活の実態を見れば、高齢者や子育て中の若い親世代ほど重い負担となる逆進性の強い消費税増税を実施できる条件など全くなく、その上、東日本大震災や豪雪被害などから懸命に立ち上がろうとする人々にも消費税増税は容赦なく襲いかかり、復興の兆しにさえ水を差し、わずかに見えてきた景気回復にも大きな障害となることは明らかです。たとえ今回の条例改正による事例は当町ではほとんど

ないとはいえ、消費税増税は今開かれている国会でも、実施の中止や生活必需品への軽減税率の導入など議論が激しさを増しており、国民の半数以上が反対しているものです。それを行政主導で、消費税増税はもう決まったことだから何を言っても通らないとあきらめさせようとする国の指導に基づく当議案には、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成者の発言を求めます。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第2号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第3号 川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第5、議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案3ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流水占用料等の1カ月に満たない場合の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 第2号と同じように、当町での徴収実績についてお伺いします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 利用状況でございますが、この条例は占用権が1カ月に満たない

場合のときの占用料について、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年3月3日現在において徴収はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第3号に反対の立場から討論を行います。

この議案も、先ほどの議案第2号と同じ理由から反対をするものですが、先ほどと同じように当町の徴収実績は過去はわかりませんが、建設課長の答弁では近年ないということで、本当に町の行政や町民への影響というのは、この値上げによってほとんどないだろうということはわかりますけれども、たとえそういうものであっても先ほど議案第2号で反対討論をしましたけれども、消費税増税に対して国会でも議論が激しくなっている。実施ができるかどうか、その条件についての議論が激しく行われている。そして、国民の半数以上の人たちがまだまだ自分たちの暮らしを見て、消費税増税は耐えられないという声を上げている。そういう中で国から言われた、言いなりで、行政主導で消費税増税をもう既成事実のことだとあきらめさせるようなこういう議案に対しては、賛成できないということを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第3号、川根本町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第4号 川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、議案第4号、川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第4号の提案理由の説明をさせていただきます。川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

議案4ページをごらんください。

川根本町では川根本町育英奨学金条例で、向学心に富みながら経済的理由により就学困難な状況にある生徒・学生に対し、奨学金を貸与する制度を設けています。

制度の概要は、奨学金として月額1万円以内を交付し、返済期限は卒業後5年以内となっておりますが、これからも有為な人材を育成・支援することの必要性から、条例第5条第1項中「奨学金1万円以内」を「奨学金2万円以内」に改正し拡充するものであります。

また、奨学生願書、奨学生推薦調書及び奨学金借用証書については、様式を条例に定めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

この川根本町育英奨学金条例ですけれども、どの町でもやっていることではないし、また今回それを当町が先進的にやっているこの制度について、かねてから1万円では少ないという声を受けて今回2万円に増額されるということで、この増額ということについては本当にかかる経費からいえばわずかということですが、わずかな改善になるということでは違いはないわけですが、これで本当に町長が提案理由で述べられました、向学心に富みながら経済的理由で進学困難な子供たちを支えることになるのかどうか、そういうことの根本的な疑問について、通告しました以下の4点についてお聞きいたします。

まず1点目ですけれども、実態を知りたいのですけれども、これまでの利用人数及び返済額、それから利用人数の推移、そういうものについて説明をお願いいたします。

2点目ですけれども、附則に追加する3様式というのがこの条例改正にありましたけれども、様式第1号の奨学生願書に保護者の年収及び家計状況というのを書くようになっていま

すけれども、これは今までになかったことだと思うのですけれども、何かこういうことを求めることでその基準が適用の可否の基準になるのかどうかお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、様式第2号の出身校長の推薦調書というのがついていて、学習成績や行動評価まで書くようになっていきますけれども、個人情報の取得にもなりかねない問題であり、これではこれから進学して勉強をしようという子供たちの気概に応えるものとは、私は思えないわけです。何のために必要なのか。許可基準が、これもこれを記載させることによって許可の基準が何かあるのかどうかお聞きいたします。

それから、4点目ですけれども、様式第4条に借用証書というのがありますけれども、育英奨学金条例では第11条で、返済は卒業後5年を超えることはできないとなっています。卒業しても就職も困難な状況の現状ですけれども、収入も不安定な時期に5年間で返済完了せよということは非常に過酷な問題で、むしろ今度の条例改正によってこの5年間の返済完了ではなくて据え置きとする。そして、その後10年か15年ぐらいで返済をするというような実態にあった見直し、検討、また優良な人材確保のためにも町に戻った場合には返済不要とするというような、この町で人材を確保するための奨学金制度にしていこうというような検討を今後していただけないかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 1点目の利用状況ですけれども、合併後、平成17年の条例制定後、これまで9カ年間で6人の利用があります。平成18年度2名、平成21年度2名、平成23年度1名、平成24年度1名、計6名であります。

様式の条例への制定ですけれども、様式はこれまで事務取扱で処理をしておりました。したがって、今般の条例改正に伴って明記するため、様式を条例に加えるということで行ってきております。

それから、経済状況や学業の成績等を申請書に含めているが、個人情報の聴取ではないかというようなことですけれども、この件については条例第1条で経済的理由により就学困難、あるいは第2条で本人の性行とか学業が優良な者に対しての貸し付けということで、奨学金を交付決定する際の判断基準のために必要ということで考えております。

それから、返済が困難な場合ですけれども、やはり条例第12条で返済困難な場合の返還猶予の規定も定めてあります。

また、制度の見直しということも御質問がありましたけれども、本条例は奨学金条例というようなことから、奨学金の趣旨から貸与、返還制度として存続していきたいと考えております。

それから、許可基準ですけれども、別途、川根本町奨学生選考委員会を設けておりまして、ここで決定するものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいまの教育総務課長の答弁からは、本当に川根本町が先駆的に子供たちの進学意欲を実効あるものとして応援していくという立場での答弁とは感じられませんでした。非常に残念なのですけれども、せっかくこのようなよその町に先駆けた取り組みを行ってきておりながら、そのことで利用実績は9年間でわずか6人ということで、本当にこの制度を使いたい子供たちが使えるようになってきているのかということが非常に疑問に思います。きっと大学に行く子供たちは育英奨学金を借りている子供たちが大半だと思うんです。

そういう中で、全協では給付制もということも言いましたけれども、給付制をやる前にまず町の条例の中で、子供たちを本気で応援する気があるよという姿勢を見せるための検討がされて、私はしますというような答弁が得られるのかなと思ったら、そういう検討するという答弁がなかったのですけれども、本当に検討する気はないのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今回の奨学金の問題ですけれども、奨学金は様々なものがあります。育英会といたしましたけれども、今は育英会ではありません。日本学生支援機構というところでやっています。

これも実は奨学金は非常に問題になっていまして、支給の所得基準からいきますと大体もう900万円程度の人を受けられるわけです。ですから、学業を除けば、ほぼ受けられる状況にありますということで、これも2種類あるわけです。1種と2種があつて、1種は無利子型、2種はいわゆる有利子型があるのですけれども、借りようと思えばかなりの額を借りられるのです。したがって、そういうものの活用というのが非常に大きいという意味合いで、町の奨学金というのは先ほど課長から説明がありましたように、まず利用が少ないということ。

それでもう一つ、これを考えていただきたいのは、貸与型というのは、もともとこれはどういう趣旨で貸与されているかといいますと、経済的理由によって就学が困難だということで奨学金をお借りしますということで。それで、お借りしたらそれを返済ではなくて、奨学金で必ず書いてあるのは返還と書いてあるのです。返還というのは返してもとに戻すということです。したがって、それを財政に戻して次の人が使えるようにするというのが、奨学金の本来の趣旨であります。そういう意味でいきますと、貸与型というのは必ず返すということが前提でございます。まず、それを申し上げておきます。

それから、給付型の場合ですけれども、例えば町が給付型を考える場合には、恐らく政策的な見地があるかと思えます。特に町として有為な人材を育成しようとか、それから特にある人を養成しようとか、そういう政策的な見地から当然、給付型というのが考えられるだろうと。その場合には、きちんとした奨学金の制度的な枠組みをつくっていかないとだめだと思えます。それに対する選考基準も貸与型とは別のものをきちんと入れなければいけないということになるかと思えます。もしそういうものを入れるとしたら政策をどうするかとい

うことで考えて、そこで初めて議論されるべきものかと私は考えております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ただいま教育長から全協で言われたのと似たような趣旨の説明があったわけですが、うちの町はこの奨学金制度をかなり政策的に私はやっていることだと思うんです。だから、どこの町でもやっていることではなくて、うちの町でやっているということは、私はこれはやっぱり政策的なことだと思うんです。

それで、9年間で6人しか借りる子供たちがいなかった、御家庭がなかったということについて、教育長の今の御答弁では国のほうの日本学生支援機構ですか、その奨学金が所得900万円以下であれば誰でも借りられるよという、ほとんどの人がそれを利用できるから、こちらのほうの町の制度があっても利用しないのではないかというふうに説明、答えをされたら私は受けとったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

私は初めて知ったのですけれども、今回このように成績を書かなければいけない、校長先生に書いていただかなければいけない、所得を全部出さなければいけない、それで返還は5年以内に済まさなければいけない、そういう厳しい条件がやっぱりネックになっていて、使いたくても使えない、またもう一つはなかなかそういうPRもされていないし、子供たちも親も非常にこれを借りるのはなかなか大変なことなんだということで、あきらめている状況があると思うんです。私はこういうものがもっと町で子供たちが活用されることになれば、大学とか遠いところにしかありませんので、よその都会の子供たちに比べれば本当にお金がかかって、親御さんの負担は大きいと思いますので、本当にもっともっと楽に利用ができるようになるということがPRされて伝わっていけば、私は利用が増えるのではないかと思うんですけれども、そういう点で先ほどから指摘しておりますことについて、今後検討していただくことはできないか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 貸与型ではなくて給付型を鈴木議員は言っているのでしょうか。

○10番（鈴木多津枝君） 言っていないです。今の制度です。

○教育長（大橋慶士君） 今の制度ですか。今、貸与型については1万円を2万円に上げたということですから、これに関しては当然のことながら広めていくということで、学校に周知はしていきたいと思っています。

それで、給付型については先ほど言いましたように、これはいわゆる貸与型とは別の形態のものということですから、当然それにはそれなりの例えば人材育成という問題とか、こういうことを考えなくてはいけないのです。したがって、そういうものがきちんとでき上がって、鈴木議員が議員立法でつくってくれてもいいのですけれども、それを議論して、それをたたき台にして、そういうものが全員の合意としてうまれば、それに対する取り組みというのは当然、教育委員会としてもしなければならないものと思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回目になりましたので、質疑を終わります。

す。

○10番（鈴木多津枝君） 議長、質問されたことに答えさせていただきます。反問権だと思いませんけれども、今、教育長の。

○議長（中田隆幸君） では、特に発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

私が給付型を求めているのかという質問をされました。私は全然、給付型のことは言っていないです。今回の条例改正について前進ではあるけれども、改善点はあるけれども、こういう使いにくい部分がありますよ、それと周知が足りませんよ、そういうところを今後見直して検討してもらえないでしょうかということ、先ほどからずっと言い続けてきました。もっと返済の期間についてとか、親御さんに負担がかからないような形で、借りた人が自分で返せるような形で給付できるような見直しなどを検討し、絶対に見直せと言っているわけではありません、検討していただけませんかということを行っているのです。検討した結果、それは必要がないよということであれば、それはそれでまた教育長が言われたように、鈴木議員が個人でそういうのをつくって出せばどうですかみたいに言われましたけれども、私はそういうのは個人的にやるものではなくて、やっぱりみんなで合意して進めるものだと思っております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この条例は基本的には1万円を2万円に上げるという、ものすごい前進しているということを否定して、少ないから私はやめろと言うのかなという感じがしたのです。人数が少ないから。ですから、私はこれをきっかけに、いろんな条件が緩和されるようなことのほうがいいというのなら検討しなければいけない。しかし、必要ないという人が悪用された場合に困るという基準もつくっておかなければいけないということも含めて、やはりある程度の制約は持たなければ、このような貸し付けでもお金が絡む話だから、それも税金を使うということがあるものですから、そのようなある程度の額は決める必要がある。しかし、これが非常に借りにくいというのなら、若干の対応は考えなければいけないと思っています。

○議長（中田隆幸君） 特に発言を許しましたので、これで質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町育英奨学金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第5号 川根本町社会教育条例の一部を改正する条例
について

○議長(中田隆幸君) 日程第7、議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案10ページをごらんください。

今回の改正につきましては、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。これにより社会教育法も一部改正され、平成26年4月1日から施行されます。

このことから、同法の規定を根拠として制定されている川根本町社会教育条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、社会教育委員の委嘱の基準を明確にし参酌する基準を示すため、第8条の見出しを「(社会教育委員の委嘱の基準等)」に改め、同条第2項中の「学校教育及び社会教育の関係者」の次に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるものであります。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

社会教育委員の委嘱を明確にするということで、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのを追加するということなのですけれども、この、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのを追加する理由と、それから、具体的にどういう活動を指すのかをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 生涯学習課長、山下安男君。

○生涯学習課長（山下安男君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、家庭教育の向上に資する活動を行う者ですが、例としてはPTA役員、子育てサークルのリーダー、子育て関係NPOなど自らの子育ての経験を生かして家庭教育に関する悩みや不安を抱く親からの相談に対応したり、情報提供を行う者、あるいは家庭教育に関する相談や子育てに関する親からの相談に対応している方というのが、例として挙がっております。

今回の町条例の一部改正につきましては、社会教育法が関連しておりますので、社会教育法の関連のことを少し話させていただきます。

平成10年に中央教育審議会答申「幼児期からの心の教育の在り方について」の中で、子供たちのよりよい成長を目指して今取り組むべきことが提言され、平成10年9月の国の生涯学習審議会答申では「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」の中で、社会教育行政は家庭の教育力の充実に資する施策の推進が必要と指摘されているところです。また、平成12年には生涯学習審議会教育分科会審議会報告があつて、社会教育法に家庭の教育力の充実に資する行政の任務の根拠基準を設けることが適当とされています。また、平成13年には社会教育法の一部改正をする法律で、国及び地方公共団体は、家庭教育の向上に資することとなるような配慮が任務とされているところであります。

このように社会教育の中での家庭教育の充実に求められているところであります。

そのような中で、本年度に社会教育法の一部改正によって社会教育委員の委嘱の基準等で、社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期、その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体で定め、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとするとして規定されました。平成25年度、その上で文部科学省令がありまして、社会教育委員の委嘱の基準の条例を定めるに当たっての参酌基準の中で、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするとして規定されています。

今回の川根本町社会教育条例の一部改正は、社会教育法の規定を根拠として制定されておりますので、社会教育行政として今後より一層積極的に家庭教育の向上に取り組んでいく必要があることや、家庭教育向上に資する活動を行う者を社会教育委員に委嘱して、意見を積極的に家庭教育向上のための施策に反映させるよう努める必要があることから、条例中に「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えて、幅広い人材の中から委員の委嘱を行い、川根本町の社会教育の充実に資することを図りたいものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） ちょっと補足をさせていただきます。

実は先ほど課長から説明がありましたように、社会教育法の一部改正の経緯は先ほど説明

されたとおりです。これは家庭教育というのを今後充実していかなければいけないと。そのためには、社会教育の中に家庭教育に関する講座というものを開設していこうということです。それで、講座を開設するためには、当然その口座を開設するときに当たって家庭教育に関する情報を持っている人を加えるべきだということで、その情報が加わったということです。そういう意味です。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町社会教育条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第6号 川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第6号、川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第6号です。川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案11ページです。新旧対照表12ページをごらんください。

第5条第1項中、「施設展示棟」を「展示棟」に改め、第7条に、特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる規定を1項加え、別表第2中「施設」を削り、「管理棟の一部」を加えるものです。これは管理棟内にあるラウンジの貸し出しを可能とすることで施設を有効活用し、来館者の増を図りたいものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

これは通告をしていないのですけれども、今ちょっと思いつきましてお聞きいたします。

希望者がいたということで、実験も試験的にやってみたということで、その効果もかなりよかったという説明を受けており、音戯の郷がお客さんにとって魅力的なところにまた魅力がさらに上がっていく期待が持てるということで、非常にありがたいと思うのですけれども、いい改正だと思うのですけれども、この別表第2の2段目の管理棟の一部及び特産品直売所のところで適用が原則として年間貸し切りとするとあるのですけれども、貸すともう1年間は最低でもそういう個人または団体が借りるということになるわけですけれども、もし希望者が複数おられた場合とか、切れるころにほかのところから希望が出たりした場合には、どのように調整するのかお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） この貸し付け制度は募集をいたしたいと思いますが、複数になった場合は面接を行いまして判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 募集の計画はいつごろ、どのようにするのか教えてください。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） ここに書いてありますように、施行につきましては平成26年4月1日からということですが、ここで可決された場合は順次募集を行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 余りいつから募集をしようと考えていないような答弁に聞こえたのですけれども、順次ということでは、余り日がないわけですよね、施行後。もうしたいと試験的にやった方については、直ちにやりたいのかどうか私はわかりませんが、期間を設けて周知を図らないと公募したことにはならないのではないかと思うのですけれども、その点はきちんとやっていただけるのかどうか確認します。

○議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長（羽倉範行君） 一応、平成26年4月1日から実施したいという考えでいるものですから、その辺で間に合うように実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町奥大井音戯の郷条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第7号 川根本町普通河川条例の一部を改正する条例
について

○議長(中田隆幸君) 日程第9、議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案12ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、流水占用料等の1カ月に満たない場合の算定基準の率を「100分の105」から「100分の108」に、川根本町普通河川条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

議案第2号、3号と同様に、流水占用料の徴収状況のこの1点についてお聞きいたします。

○議長(中田隆幸君) 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長(澤本勝美君) 徴収状況でございますが、この条例による占用権が1カ月に満た

ない場合による土地占用料について、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年3月3日現在において徴収はありません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今、建設課長は土地占用についてと言われたのですけれども、普通河川の占用ですけれども土地の占用になるのですか。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 普通河川条例第17条第2項により占用期間が1カ月に満たない場合の土地占用については、同表の規定による算出した額100分の5を100分の8に改定するものでございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

議案第7号について原案に反対の立場から討論を行います。

この議案も議案第2号、3号と同じように、1カ月に満たない部分の徴収について消費税を定めてあるということで、その部分を今年の4月1日から消費税が8%に上がるということを前提に100分の5を100分の8に改めるというものですけれども、2号、3号でも述べましたように、消費税の増税については今開かれている国会でも実施の中止や、生活必需品などへの軽減税率の導入などが議論されておりますし、国民の半数以上が反対している反対の強い大きなものです。生活への影響も大きいものであり、逆進性も強いものです。それを今回、行政主導で消費税増税はもう決まったことだから、何を言っても通らないとあきらめさせようとする国の指導に基づくような当議案には、賛成できないということを明らかにして反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成者はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町普通河川条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第8号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(中田隆幸君) 日程第10、議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案13ページをごらんください。

平成26年4月1日の消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、水道料金について消費税率及び地方消費税率の引き上げ相当分の改定を行うため、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

通告を3点してありますので、それに従って質問を行います。

1点目は、附則の経過措置のところの2で、附則第5条第2項の適用を受ける水道の使用料に係る料金については、「なお、従前の例による」と書かれてありますけれども、これはどういうことなのか説明をお願いいたします。

それから2点目、負担増、要するに基本料金、超過料金について消費税5%を8%とみなすということで料金を引き上げる料金改定表が出ているわけですが、このことによって当町の町民の人たちの負担増の見込み額というのをお聞きいたします。

それから3点目で、別表第1の料金表の中で、基本料金のうち消費税額を引いた額を3%分、この基本料金を下げれば値上げをしなくて済むと、私は全協でも申しましたけれども、水道料金は子供が多い家庭ほどたくさん使って負担も大きいし、ほかのところよりも高い水道料金に川根本町はなっています。消費税増税に伴う命の水への負担増を回避すべきとは考

えないのでしょうか、お聞きいたします。

3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

水道料金が4月1日から変わりますが、4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものにつきましては、旧消費税法第29条に規定する旧税率が適用されます。従前の法令の規定が、その改正後も改正前と同様に当てはめて適用されるということでございます。

負担増の見込み額についてでございますが、改正に伴う平成26年度の歳入予算においては、給水使用料は昨年より200万円増額の見込みです。負担につきましては、メーター器が口径20mmで50m³を使用した場合、納める水道料金につきましては170円ほど増額になります。

続きまして、消費税増税に伴う負担増を回避すべきではないかという考えについてでございますけれども、水道事業の主な収入は町民の皆様からの水道使用量でございます。施設の更新、古くなった管の耐震化などの事業計画において中長期的な計画に影響しかねません。また、需要に合わせた施設の見直しなど全体的なコストを下げる方法、需要の削減も検討をしなくてはならなくなると考えています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

今回の改正は特に条例には書いていませんけれども、議案第2号、3号、7号の占用徴収条例を改正したのと同じように、4月1日からの消費税の8%への増税を見越した同条例第24条の料金に係る別表第1の改正で、基本料金、超過料金に添加している消費税率を5%から8%に3%分増やした料金表に変えるというものです。

これは議案第2号、3号、7号で反対したように、その趣旨は全く同じですので、消費税増税を強行する経過や状況については省略しますが、反対の理由だけは再度箇条的に述べさせていただきたいと思ひます。

第1に、消費税が何よりも高齢者や子育て中の若い親世代、災害復興に立ち上がろうとする被災者の方々など、弱い立場にある人ほど思ひ負担となる逆進性の強い税制であること。

第2点目は、景気対策などといって5兆円にも上る超大型のばらまきの補正予算を決めま

したけれども、このようにますます国の財政破綻を招くものであり、ようやくあらわれた復興の兆しにも水を差し、わずかに見えてきた景気回復にも大きな障害になると思われること。

3点目は、消費税法の附則第18条には、経済・財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引き上げの前に経済状況などを総合的に勘案した上で、消費税率の引き上げの停止を含め、所要の措置を講ずることと定め、景気回復を実施の条件としているにもかかわらず、庶民の暮らしは物価の高騰や年金引き下げ、低賃金など家計は火の車で、消費税8%増税と社会保障の負担増や給付減などを合わせると、史上最悪の10兆円もの負担増となり、増税できる条件はないということ。

それから4点目は、国民の半数以上が反対しており、今開かれている国会でも、実施の中止や生活必需品への軽減税率の導入など議論が激しさを増すもとの、消費税増税はもう決まったことだから何を言っても通らないと行政主導であきらめさせようとする国の指導を、住民の暮らしや声より優先させていること。

5点目は、何よりもなくてはならない命の水であり、国民の合意のない消費税増税に基づく値上げではなくて、その分基本料金を引き下げて負担増とならないような工夫をし、水源地域でありながら、供給を受けている下流の市町より高い水道料金の負担増を回避する姿勢が全く見られないことなどを指摘して、当議案には賛成できないことを明らかにいたします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 今、鈴木議員が反対の中でいろいろ国の施策までに及んで反対されておりましたけれども、水道事業は本当に大変な事業でございます。議会に提案されておりますのは、川根本町の簡易水道事業の条例改正でございます。それは消費税が上がらないに越したことはないのですけれども、諸般の事情でこういう事情になっております。川根本町も水道事業は、先ほど課長が申し上げましたけれども、本当に今から設備更新等を控えて大変な事業、あるいは企業会計を求められているような事業の中にありまして、いたし方のない議会の提案の中の条例の一部を改正する条例ということで賛成といたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第8号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。

再開は35分から再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。



◎日程第11 議案第9号 川根本町障害程度区分認定審査会の委員の
定数等を定める条例の一部を改正する条例
について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第9号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第9号です。川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案16ページをごらんください。

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日から施行されました。

今回、平成26年4月1日からの施行分について、本条例において関連する障害者自立支援法を引用している箇所の改正を行うものです。

以上、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告では2点通告をしたのですけれども、どちらも余り違いのないような質問だなと今読みながら感じたのですけれども、1点目は程度区分と支援区分という言葉が変わったのですけれども、このことで中身に違いがあるのかどうか。変えた理由なんかもあると、単に言葉

だけが変わったとすれば、その違いの説明を求めます。

それから、現在の区分認定状況、区分ごとの人数とかパーセントとかがどのように変わるのか、改正による影響があるかないかをお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の程度区分と支援区分の違いはということでございますけれども、障害程度区分というものは、障がい者等に対する障がい福祉サービスの必要性を明らかにするための当該障がい者等の心身の状態、これを総合的に示すものであります。また、障害支援区分というものは、障がい者等の障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとされておりまして、ちょっとわかりにくいですが、具体的には障害の程度、重さではなくて、その方の標準的な支援の必要の度合いをあらわすということに変更になったものであります。

それから、2点目の現在の認定状況がどのように変わるのかということでございますけれども、国が過去2年間の判定内容について調査を行ったところ、知的障害、精神障害の方について二次判定、これは区分認定審査会のことになりますけれども、二次判定におきまして約半数の45%近い確率で区分が重度に引き上げられている状況があったということで、コンピューターでの一次判定でのその部分が正確に反映されるように、認定調査での調査項目の見直しと医師意見書の一部が一次判定に正確に組み込まれるように、その判定ソフトの修正が現在行われているということでありまして、国はこのシステム改修におきまして、この一次判定のコンピューターの精度を上げて、二次判定の区分変更の確立をこの45%から半数程度の二十二、三%ぐらいにしたいということで目標を定めております。今まで医師意見書等の内容から二次判定、区分認定審査会において、こういった重度に変更することも半分程度が実際にこちらの川根本町でもありましたけれども、今後は判定ソフトの修正によって一次判定に適正に反映されることになりますので、重度への引き上げというか、適正な判定ができるということになると思われまして。

それで、川根本町の現在の区分認定を受けている方の内訳でありますけれども、全員で今50名いらっしゃいます。身体の方が10名、知的の方が36名、精神の方が4名ということでありますけれども、このうち一次判定の結果から二次判定において変更があったという方が50人中21人いらっしゃいます。全体で変更確率が42%ということであります。これが現状であります。

それで、改正による影響等ということでありまして、区分認定審査会のほうは専門家の先生方による客観的な審査が行われていますので、その結果でありますので、特に結果に影響があるということではありませぬので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

質疑の通告で出した区分ごとの人数とかパーセントというのはわかりませんか。区分1とか区分2とか非該当とかから始まって、区分1から区分6まで区分があると思うのですが、それはわかりますか。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） すみません、パーセンテージということではないのですが、人数を申し上げますと、身体の方が区分3の方がお一人いらっしゃいまして、この方が一次判定が2だったのが3に変更されております。区分4の方が二人、この方は変更ありません。それから、区分5の方がお一人、この方も変更ありません。区分6の方が6名、この方々も変更はありません。それで、合計10人ということです。

知的の方ですけれども、第1区分の方が3名いらっしゃいます。変更はありません。第2区分の方が全部で8名いらっしゃいまして、1から2に変更になった方が1名、変更がなかった方が7名です。それから、第3区分の方です。全体で7名いらっしゃいまして、2から3になった方が5名、3のままの方が2名。第4区分ですけれども、全体で7名。一次判定で3から4になった方が4名、そのままの方が3名です。それから、第5区分ですけれども、全体で4名です。ここで一人だけ3から5の2区分上がった方が1名いらっしゃいます。4から5に上がった方が2名、5のままの方が1名。それから、第6区分ですけれども、全体で7名いらっしゃいまして、5から6に上がった方が5名、第6区分のままの方が2名です。これで全体で36名です。

それから、精神の方ですけれども、第1区分の方がお二人いらっしゃいまして、お二人とも変更はないです。それから、第3区分の方がお二人いらっしゃいまして、このうち二人とも第2区分から第3区分に変更になった方がいらっしゃいます。合計4名ということであり

ます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第10号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務
に関する事務の委託について

○議長(中田隆幸君) 日程第12、議案第10号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第10号です。川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案17ページをごらんください。

本町の消防指令業務につきましては、現在、島田市への事務委託方式により対応しております。近年、災害の大規模化や複雑多様化など消防を取り巻く社会環境は大きく変化しておりますが、市町村の財政状況の悪化や人口の減少といった問題から、これまでの体制維持や充実を図ることが困難となる懸念があります。市町の消防本部を統合し規模を拡大することで行財政上の様々なスケールメリットを生かし、消防体制の整備及び充実することにより住民サービスの一層の向上が図られます。

現在3市2町において協議を進めております静岡地域消防救急広域化協議会では、平成28年4月からの広域化に向け、消防指令業務の体制の円滑な移行を確保するため、平成26年度より静岡市に消防指令業務を委託するものであります。

以上、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託について説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木多津枝です。

この議案第10号なのですけれども、これは議案の表題は事務の委託についてということしか書いていなかったものですから、私も含めて誰も気がつかなかったのだと思うのですけれども、その次のページを見ると新規の規約の制定になっております。今まで当町議会として

は、こういう条例とか規約の新規制定の場合は、所管の委員会に付託をして慎重に審議をしていく。そのことが慣例としてずっと続けられてきましたけれども、今回気がついて議長にもそのことを申しましたし、議運の委員長にも、副議長にも伝えました。

でも、昨日の話では議長は委員会付託にして、そういう慣例を壊さないほうがいいというお答えでしたが、けさ来ましたら、議運の委員長から委員会には付託しないでそのままやると聞いて、私は驚いています。本当にこういう重要なことを、確かに広域化するとどうということになるのかという資料はいただいて説明も受けてあります。でも、議会として規約をきちんと審査したということは一度もありません。それをこの場で質疑をやって採決をするということで、本当に議員の責務が果たされるのかということ非常に心配しているのですけれども、あくまでもそうするというのであれば質問をさせていただきますけれども、よろしいですか。

○議長（中田隆幸君） はい。

○10番（鈴木多津枝君） では、残念な思いを抱えながら質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、広域化によって町長が行財政のスケールメリットを生かして体制を充実することで、住民サービスの向上が図られるという提案理由の説明をされたのですけれども、広域化で38人の余剰人員が生まれ、現場要員も充実できるという説明が以前ありました。そして、その38名のうち12人が島田市の消防本部へ配分される。そのうち北分遣所へ1名か2名の増員を考えていて、広域前にこれは行いたいという説明がありました。

しかし、この分の経費は町の負担増となりますよという説明が、11月の全協だったと思いますけれどもあったと思うんです。しかし、この地域で最も痛切な要望は、1台しかない救急車をせめて2台に増やしてもらいたいということが、一番大きな要望だと思うんです。大規模災害がもし万一起きた場合に、広域化していて住民サービスの向上につながるのかということでは、非常に人口が多い都市部へ救援が集中する。この川根本町だけに起きれば、それは集中して静岡市のいろんなところから応援が入ると思うんですけれども、大規模災害が川根本町だけを集中的に襲うということはありませんから、大規模災害に対応するのはやはり当座は都市部の人口が多いところだと思うんですけれども、そういうことで広域化のメリットが望めるのかどうか。それよりといいますか、スケールメリットを利用して各地域の消防体制の充実が最も重要な課題ではないかと思います。

特に、この町では先に言いました救急車を2台に、1台増設するということが町民の大きな要望だと思うんですけれども、その点についてどのように考えているか。一人か二人の増員ではとても救急車を増やすことはできないわけですが、負担だけは増えてサービス内容がそれほど伸びない、向上しないということになりはしないかという懸念があります。その点について、まず最初にお聞きいたします。

それから、2点目ですけれども、第3条の経費の負担についてですけれども、その負担はどのようになるのか。別途、協定を締結して定めるとしてありますけれども、もう決まってい

のでしょうか。また、その協議をしていくとしたら、当町からもその協議に参加されるのかどうか。何人、どういう人たちが入っていくのかお聞きします。そして、今より見込みとして広域化によって町の負担が増えるのか減るのか、財政的なメリットということで減っていくのか、その点もお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、以前に配付された資料では、庁舎などは2市2町及び吉田町牧之原市広域施設組合の所有のままにして、静岡市へ無償貸与するということになっています。また、消防車などの車両は静岡市へ譲渡するようになっておりました。こうなることによって、例えば川根本町の北分遣所の車などを更新したり、庁舎の修理をしたりする場合の費用は、今後、広域で持つのでしょうか。それとも、町の負担になるのかお聞きいたします。

それから、4点目ですけれども、附則第3の廃止などというところですが、委託事務の全部または一部を廃止する場合の記述がありますが、何らかの理由で委託が廃止される場合などに全て静岡市のものになってしまっている。庁舎はもちろん川根本町のものではありませんけれども、車も川根本町がこれまでお金を出して買ってきた。川根本町のものではないですけれども、一応島田市に委託する中で川根本町が負担してきた車について全部静岡市のものになってしまっていると、それをその後、川根本町の考えで運行することができるのかどうか。負担と大変な損害をこうむることになるのではないかと心配されるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

それから、5点目ですけれども、新町建設計画の変更で行った10月8日から28日までのパブリックコメントに寄せられた御意見の中で、一人2件ということだったのですけれども、消防救急広域化整備の促進について高度化、最新化は急務で、専門性を持つ分野ではあるが、一方で地域住民に身近なものである必要がある。どこを統合し、システムはどの範囲の部分なのかなど早急に情報を公開してほしいという御意見が書かれていましたけれども、この点について通り一遍の答えという失礼なのですけれども、広報12月号に載っていますという答えで広報を見たのですけれども、余りこの点の答えがありませんでした。答弁を求めます。

また、消防の広域化で住民サービス、救急業務などの充実や財政負担の軽減など具体的にどのような効果があるのか、具体的なメリットについて再度お伺いいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） それでは、鈴木議員の消防の広域化に関する質問にお答えさせていただきます。

昨年の全員協議会で説明したものの繰り返しになる部分がありますけれども、まず現在、消防を取り巻く社会状況の変化ということで、少子高齢化と人口減少、災害の大規模化、災害出動件数の増加、消防需要の複雑化・多様化等の問題が発生しております。このため現場要員の拡充、大規模災害への対応、初動体制の対応、組織全体のレベルアップが消防の課題となっております。これらの問題を解決するため、消防を広域化し現場要員の拡充を図り、大規模災害への対応を強化し、管轄区域を越えた出動が迅速にでき、さらに組織の活性化と

資質の向上を図る目的で広域化するものであります。

質問にありました広域化で生まれる余剰人員の38名につきましては、窓口業務に17名、部隊増強には21名配属されます。この部隊に配属されます21名のうち、島田消防署には5名が配置されます。しかし、はしご隊の専任課などに配属されますので、川根北分遣所には配置される予定にはなっていない。このため現在14名体制で運営しております北分遣所におきましては、職員の各種研修への派遣等が難しい状況が今ありますので、広域化後に北分遣所の増員を要望してもなかなか難しいだろうという考えのもと、広域化前に北分遣所の増員を計画したいと思っております。

次に、広域化後の運営費用につきましては、人件費を含めた管理運営費は10年間現行の経費を上回らないということで、各市町が合意をして今進行しております。

次に、北分遣所に配備する消防自動車の更新等の費用につきましては、配置先の市町が負担することとなっております。これは島田市に現在委託しておりますが変わるものではありません。

次に、委託事務を廃止する場合ということですが、廃止して町単独で持つということは考えにくいことですが、何年か先になるかわかりませんが、さらに大きな広域化等が必要になってくる時期がくるものと予想されます。そのときは新たな組織へ財産を貸与することになると考えております。

次に、町民への広報につきましては、先ほど申しました大規模災害への対応強化のためにやること、あと出動態勢の迅速化を図るためにやるということで、広報12月号で町民向けには知らせてあります。

次に、通報に手間取ることはないかという質問ですが、現在、島田市の消防本部に入っていた119番通報が、広域化後は全て静岡市の消防指令センターに入るという変更だけでありますので、出動指令に手間取ることは考えられません。

具体的なメリットということですが、先ほど申しましたように、大規模災害への対応が非常に大きな対応ということになりますけれども、具体的に申しますと、静岡市消防が現在ヘリコプター等を持っております。さらに山岳救助隊も持ってしておりますので、北分遣所におきましては、山岳遭難事案があるこの地域で一つだけの分遣所となっておりますので、それらの応援がみられるということでもあります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 記憶に新しいところから再質問をします。

メリットとして大規模災害への対応がよくなるということで、ヘリコプターを静岡市が持っているとか、山岳救助隊の組織があるとかということですが、それらの応援が得られるということですが、それは現在も要請すればヘリコプターも来るし、山岳救助隊の応援も来てもらっているのではないのでしょうか。もし違っていたら教えてください。

それから、答弁漏れがあったのですけれども、負担などをこれから協議していくと思うのですけれども、各市町が現在負担している額を上回らないことで協議を進めるということですが、その協議には町長が入られるかと思うのですけれども、その点についてどなたが入って協議がどのように進められていくのか。何か発言権が小さな町は少ないとか、そういうことがないかどうか。町長は、そういうことは絶対に許さないだろうとは信頼しているのですけれども、そういう点についての決意のような、町が損しないように、住民が損しないようにということで、協議を頑張っていただけるということをご期待しながら、その点の確認をさせていただきたいということ。

それから、3点目の広域化によって出動態勢の迅速化が図られるということで、これは全協でも私は疑問を呈しましたら、町長からそんなことはない、行って見てみなさいと言われました。通報した人の場所とかがすぐに電光掲示板のようなところで表示される、救急車などがどこにいるかということが一目でわかるようになっているということで、今以上に早く救急救援体制が図られるという説明だったのですけれども、この点について私の知り合いの人たち、またパブリックコメントにも本当に身近なものであり続けられるかということで疑問の言葉が寄せられていますけれども、非常に地理も地形も何も全くわからない静岡の人たちが指令をするということで、本当に的確にその指令が迅速にされるのかどうか、その点について再度お聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） まず、山岳救助隊であるとか、ヘリコプターの応援要請につきましては、これまでは島田消防から静岡市のほうに要請するという形で行われておりましたけれども、直接必要であれば静岡市から指令が出るということでもあります。時間が迅速化されるということでもあります。

次に、地理等が不案内ではないかという心配があるということですが、島田市の消防司令等を見ていただければわかると思いますけれども、家庭の電話から電話をしますと、119番しますと、住宅の地図にこの家から今電話がきているというのがわかります。もしたまたまその横に患者輸送を終了した救急車がいた場合、直ちにその救急車が向かうことができるという仕組みになっておりますので、地理案内の心配はないと考えております。

あともう一つについては、協議会ですね。協議会につきましては、町長と担当課が協議会に参加し、今後、広域化の本体の協議に入っていきたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 私が会議に出たときにはある程度進んでいたというような状況で会議に出ました。その中で先ほども総務課長から話があったように、負担はしばらく減るというようなこともお聞きしておりますし、それから大幅な負担が増えるということは言っておりません。なるべく小さい自治体には迷惑がかからないようにということを静岡の市長もおっしゃってございましたので、それを信用するほかはないのかなという感じはいたしております。

それから、先ほど消防のことだものですから私は大好きでして、こちらのほうから一言申し上げたいのですが、基本的には今は少子高齢化、人口が減っている中でやはり大事なのは自主防だと思っています。その中で自治体消防が果たしてどのような形で存続できるかということも非常に不安があるという中では、どうしても孤立するという前提を持つ必要がある。大規模でどこもめっちゃめっちゃでだめになったということではなくて、崩壊地が非常に多い中山間では当然ながら孤立ということも考えられる。そのときには四方八方から入っていただけるような対応をしておく必要があるのではないかと。そういう中では広域化は非常に重要であろうと思っています。

特に今、災害に対しましてはびっくりしたのですが、気象庁も役場のほうへ見えております。それから、国交省も見えております。それから、自衛隊の方も見えております。そのようにいろんなそれぞれ災害にかかわる多くの皆さんが、やはり広域の中でこの小さな町でも何とか対応しようということをお願いしておるものですから、これからは広域の中で当然先ほど申しあげました自主防並びに自治体消防も、消防団も大変重要なのですが、そういう皆さんとも連携をとる必要があるのではないかと考えています。

それから、職員が静岡の人はこちらがわからないだろうというお話でした。当座はわからないと思います。しかし、ローテーションでやはり広域になりますと回って対応するというのも言うておりましたので、町への不案内はなくなるだろうと。それから、一度静岡市ではなくて島田で結構でございますが、議会の皆さんも、もし行ったことのない方は一度ごらんになると、とんでもない施設があつて、先ほど総務課長が言ったように、より詳しくわかるということで、対応が今までよりは違う体制ができるという期待を持っております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町障害福祉サービスセンター)

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について、川根本町障害福祉サービスセンターについて提案理由の説明をさせていただきます。

議案20ページをごらんください。

川根本町障害福祉サービスセンターにつきましては、平成26年3月31日に指定の期間が満了するにあたり、川根本町社会福祉協議会会長、原田全修氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月19日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を社会福祉法人川根本町社会福祉協議会、原田全修氏に選定させていただきました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条の規定により議案を上程させていただきます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町障害福祉サービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について

(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

○議長(中田隆幸君) 日程第14、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について、不動の滝自然広場オートキャンプ場の指定について提案理由の説明をさせていただきます。

議案21ページをごらんください。

川根本町キャンプ場、不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設につきましては、平成24年度末をもって前指定管理者との契約期間が切れ、新たな管理者を募集したところ、応募もなく休業状態となっております。その後、再度募集いたしましたところ、組合400、組合長、鈴木論氏から指定管理者指定申請書の提出があり、2月7日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請書の審査を行った結果、組合400、鈴木論氏を選定し指定管理者にしようとするものでございます。

期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間です。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程させていただき、御審議のほどをよろしくお願ひ申し上げ、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中田隆幸君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 休業状態になっていた施設なのですけれども、今説明がありましたけれども、再度募集したところ応募者があったということですから、いつ募集を、どれくらいの募集期間があったのか、どのような方法で募集したのかについてお聞きいたします。

○議長(中田隆幸君) 商工観光課長、羽倉範行君。

○商工観光課長(羽倉範行君) 再度募集の期間ですが、10月7日から10月21日まで募集期間という設定をし、チラシあるいはホームページ等で募集をいたしました。

以上です。

- 議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） チラシ、ホームページ等というのは、チラシをやったということですか、やらないということですか。
- 議長（中田隆幸君） 商工観光課長、羽倉範行君。
- 商工観光課長（羽倉範行君） チラシは回覧、それからホームページで募集をかけました。以上です。
- 議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。
- 10番（鈴木多津枝君） ありません。
- 議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長（中田隆幸君） 起立全員です。
したがって、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第13号 新町建設計画の変更について

- 議長（中田隆幸君） 日程第15、議案第13号、新町建設計画の変更についてを議題とします。
本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。
- 町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第13号、新町建設計画の変更について提案理由の説明をさせていただきます。
議案22ページをごらんください。
新町建設計画は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村合併を推進すると同時に、合併市町村の建設に資するための措置として定められた、旧市町村の合併の特例に

関する法律に基づき策定されました。

合併市町村が新町建設計画に基づいて行う事業または基金の積み立てのうち、合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債をその財源とすることができる特例を活用し、これまで北部地域振興センター建設事業や地域振興基金造成事業等を実施してまいりました。

その後、東日本大震災の影響が考慮され、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が、平成23年8月成立し、同月公布、施行されました。

この法案の主旨は、合併特例債を発行することができる期間が当初、合併年度及びそれに続く10年度であったものを、被災地にあつては20年度、被災地以外にあつては15年度とされたものであります。

このたび提出いたしました改正内容は、計画期間、合併後概ね10年間としていたものを、平成17年度から平成32年度までに改め、今後実施が想定されている消防救急広域化整備事業及び小水力発電設備事業を追加し、財政計画を平成17年度から平成24年度までの決算数値に改め、平成25年度から平成32年度までを財政計画シミュレーションに基づき数値を追加しようとするものです。

また、静岡県との協議の結果、静岡空港、新東名の表現の統一、平成32年の将来人口及び世帯数の推計数値の追加、過去の確定数値の修正、県に要望する事業として、ふじのくに森林・林業再生プロジェクトの推進による森林・林業の活性化に係る事業を追加し、県民負担制度の導入を活用に改め、県が実施を予定している事業に上長尾今市場、崎平、谷畑を追加し、地方交付税に記載されている特別交付税については、合併に伴う支援措置を「見込んでいます。」から「見込みました。」に変更しようとするものです。

今回の計画の変更に当たり、平成25年10月8日から同月28日までの間パブリックコメントを実施いたしました。その結果、お一人の方から消防広域化整備事業のわかりやすい説明が必要であること、小水力発電施設整備における町民意見の反映を要望する等2件の御意見をいただいております。今後、具体的に事業の実施を検討していく中で、御意見を踏まえて進めていきたいと回答しております。

なお、この内容により新町建設計画を修正することについて、静岡県知事から異議がない旨の回答をいただいております。

以上のとおり、新町建設計画の変更につきまして、旧合併市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、提案しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告していないのですけれども、新町建設計画の資料としていただいた合併特例債事業の

シミュレーションというんですか、計画表があるのですけれども、そこに地域ブロードバンドで平成22年、23年に計画していたのをそのままのせましたという説明が全協でありました。それで、本当にそのままのっていて、19億円余の計画が22、23年度で地域ブロードバンド整備ということでのっていて、それから同報系の防災行政無線の整備で、26、27で5億2,000万円ほどがのっているのですけれども、数字のことを聞いているのではなくて、なぜこの22、23年度の合併特例債を使って行くと計画していた地域ブロードバンド事業については、もう破綻したわけですよ。白紙撤回をされた。それで、同報のデジタル化とあわせてこれからやっていくという計画を出して、そこにはもう既に8億円の合併特例債を使うという計画を示しておられるのにもかかわらず、これから変更して行ってやるという表にきちんと載せないのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 計画のほうの記載の方法ですけれども、基本的に過去のを全て精査して決算数値という形での記載にはなっておりません。これから進むものにつきまして、現時点ではっきり確定しているもの等としてここに記載するというのは、新町建設計画の中でのはっきりとしたものが確定した時点ではなかなか表示できないというところもあります。県のほうの協議におきましても、既に県のほうとの中で文言、字句等については、県の中での協議において修正等を行いましたけれども、全てのものを修正していくということになりますと、毎年、新町建設計画の言葉、字句等を県と協議していくという形になってまいります。

現在のこの新町建設計画の中での大きな変更点は、あくまでも計画の年次計画が平成32年度まで延長されたということを含め、町の中で新町建設計画の推進を図る必要なところを追加していくということで、資料として皆さんにお示ししたものです。

それで、先ほどのブロードバンドにつきましても、当時のものをここでなくすということではございませんで、これから当然進めていくんですけれども、この時点でははっきりとした幾らのものですかというのは、どこでもまだ認定もされておりましたので、先ほどおっしゃったように確定したものである形での表現、表示、記載等ができなかったということで御了解をしていただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ということは、まだ確定した事業にはなっていないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 例えば現在のせました小水力の関係、これにつきましてもこれから取り組もうということでは当然考えているんですけれども、その内容につきまして現在はっきりと決まっているわけではございません。どこの場所でやるかということではございませんで、可能性がある、それに対して町の計画として当然そのときに財源として手当できる

体制をつくるという意味合いで、こちらに記載させていただきました。

地域ブロードバンドにつきましては、事業としては既に新町建設計画で認定されております。ただ、実施の時期がずれたということですので、それをはっきりと何年という形でこの時点では出せなかったということです。事業としては現在、皆さんが御存じのように町民の方にお示しをして進めているところであります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、新町建設計画の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第14号 平成25年度川根本町一般会計補正予算

（第5号）

○議長（中田隆幸君） 日程第16、議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,662万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,145万6,000円としたいものでございます。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加と事業の限度額について補正をしたいものでございます。

第4表では、地方債の限度額について、補正をしたいものでございます。

今回の補正予算は、緊急地震対策事業基金積立金の追加と県営中山間地域総合整備事業の事業費増加に伴う負担金の増額、林業関係事業費補助金の増額、林道長尾川線路肩復旧工事のための測量設計業務委託料の増額と、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査業務委託料の追加、同工事に伴う測量設計業務委託料の追加、町道野志本下村線改良工事費の追加、事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般17ページをごらんください。

第1款議会費、第1項議会費は、208万4,000円の減額です。実績見込みに基づく議員期末手当及び議会会議録作成業務委託料を減額するものです。

17、18ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は、1億1,726万円の増額です。基金管理費は、緊急地震・津波対策事業基金積立金の追加と、自治会振興費は、実績見込みに基づく研修旅費及び消火器購入のための消耗品費の減額と、山村開発センター等運営費は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充実に伴う財源更正と、諸費は、実績見込みに基づく防犯灯整備事業費補助金の増額をお願いするものであります。

18ページから20ページをごらんください。

第2項企画費は、1,631万5,000円の減額です。企画総務費は、実績見込みに基づく新町建設計画等の印刷製本費の減額と、広報公聴費は、実績見込みに基づく広報紙サポート委託料及び町勢要覧作成委託料の減額と、まちづくり事業費は、友好都市訪問事業の延期に伴う報償費、旅費、消耗品費、傷害保険料、委託料の減額及び実績見込みに基づく市場開発支援事業報償費、旅費、消耗品費、委託料の減額、実績見込みに基づくSLフェスタ負担金の減額と、癒しの里づくり事業の実績見込みに基づく交付金の減額をお願いするものであります。環境企画費は、実績見込みに基づくクリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の減額と緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の増額に伴う財源更正と、情報政策費は、実績見込みに基づくパソコン等借り上げ料及び衛星ブロードバンド設置費補助金の減額をお願いするものであります。

20ページ、21ページをごらんください。

第5項選挙費は、306万円の減額です。町長選挙費は、実績見込みに基づく職員手当等、消耗品費、役務費、委託料の減額と、町議会議員選挙費は、実績見込みに基づく職員手当等、消耗品費、役務費、委託料の減額をお願いするものであります。

21ページから23ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、3,575万1,000円の減額です。社会福祉総務費は、福祉センターボイラー更新工事費の入札差金の減額と、心身障がい者福祉費は、障害者自立支援給付システム改修委託料の追加及び実績見込みに基づく地域活動支援センター利用者負担金、重度身体障がい者日常生活用具給付費、障がい者自立支援給付費の減額と、老人福祉費は、実績見込みに基づく敬老祝い記念品代及び在宅配食サービス事業委託料、外出支援サービス事業委託料、シルバー人材センター育成事業費補助金、いきいきクラブ活動事業費補助金、敬老等事業費補助金、老人保護措置費の減額、介護保険費では、保険給付費の増に伴う介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正をお願いするものであります。後期高齢者医療費は、実績見込みに基づく特定健診委託料、人間ドック費用助成委託料についての減額をお願いするものです。

23ページから25ページをごらんください。

第2項児童福祉費は、1,965万9,000円の減額です。児童福祉総務費は、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託料の追加と、児童福祉施設費、子育て支援対策費については、実績見込みに基づく保育所臨時職員等の社会保険料、賃金、賄材料費、徳山聖母保育園補助金、同保育園運営費、委託児童保育所運営費、放課後児童クラブ業務委託料の減額をお願いするものであります。児童措置費は、対象者数変更等の実績見込みに基づく減額でございます。

25ページから28ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、3,273万2,000円の減額です。母子保健費、予防費、健康増進費は、実績見込みに基づく検診等委託料、扶助費の減額です。地域医療推進費は、実績見込みに基づく医療体制検討委員報償費及び地域医療体制整備に係る報償費の減額、実績見込みに基づく消耗品費、役務費の減額、地域医療支援事業委託料の減額、入札差金による工事請負費及び減額、今年度予定していた本川根診療所及び上長尾診療所へ導入予定であった電子カルテの導入取りやめ及び入札差金による備品購入費の減額、いやしの里診療所特別会計への繰出金の減額補正、環境衛生費は、入札差金による工事請負費の減額及び実績見込みに基づく環境衛生対策促進事業費補助金の減額、飲料水供給施設費は、実績見込みに基づく飲料水供給施設支援事業費補助金の減額です。

28ページをごらんください。

第2項清掃費は、871万5,000円の減額です。塵芥処理費は、実績見込みに基づくごみ収集運搬業務委託料、不燃ごみ処理業務委託料、一般廃棄物処理委託料、ガラス・陶器類処理委託料の減額をお願いするものでございます。

29ページから32ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、463万3,000円の減額です。農業委員会費は、実績見込みに基づく農業委員会委員報酬及び臨時職員賃金の減額と、農業振興費では、町産業振興関係団体活動費補助金及び特産物振興事業費補助金について、実績見込みに基づくそれぞ

れの減額、地域農政総合推進事業費は、実績見込みに基づく地域農業推進員手当及び鳥獣対策農地整備事業費補助金の減額と、茶業推進対策費では、川根茶パンフレットと一煎パックのしおり等の印刷製本費及び茶業振興推進地域マップ作成委託料、特産物振興事業費補助金、農業関係事業費補助金について実績見込みに基づきそれぞれ減額するものです。農業農村整備事業費は、県営中山間地域総合整備事業負担金について、奥大井地区については事業完了による負担金の減額及び中北部地区については県営事業費増加に伴う負担金の増額をお願いするものであります。自然休養村運営費は、実績見込みに基づく耐震補強に伴う委託料及び工事請負費の減額、及び大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充当に伴う財源更正です。地籍調査事業費は、実績見込みに基づく地籍調査委託料の減額をお願いするものであります。

32ページ、33ページをごらんください。

第2項林業費は、662万7,000円の減額です。林業振興費は、利用間伐実行量増加に伴う林業関係事業費補助金の増額及び、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金の増額に伴う財源更正と、林道費は、林道長尾川線路肩浸食部分の早期復旧のための測量設計委託料の追加と、実績見込みに基づく重機借上料、設計変更に伴う工事請負費、林道智者山線開設事業費負担金の減額と、林道寸又線改良工事に伴う電柱移設に伴う補償金の追加をお願いするものです。

33ページをごらんください。

第7款商工費、第1項商工費は、140万円の減額です。商工業振興費は、実績見込みに基づく売れるものづくり支援事業費補助金の減額と、観光費は、実績見込みに基づくふるさとまつり実行委員会補助金の減額をお願いするものであります。

33、34ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は、12万円の減額です。土木総務費は、作図システムの保守期間の変更に伴う委託料の減額です。

34ページをごらんください。

第2項道路橋りょう費は、215万6,000円の増額です。道路維持費は、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査委託料及び同工事の測量設計業務委託料の追加と、実績見込みに基づく重機借り上げ料の減額、地区からの要望に伴う側溝蓋購入に係る工事材料費の増額と、道路新設改良費は、町道野志本下村線改良工事費の追加及び町道高郷田野口停車場線舗装工事の工事延長減少に伴う工事請負費の減額をお願いするものであります。

34、35ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は、2億6,185万1,000円の減額です。常備消防費は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充当に伴う財源更正です。非常備消防費は、入札差金による減額と大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い設置された、緊急地震対策事業基金の充当に伴う財源更正です。消防

施設費は、実績見込みに基づく分筆測量委託料の減額と、詳細設計による第5分団1部詰所設計監理業務委託料の増額と、同消防団詰所移転工事の延期に伴う工事請負費の減額をお願いするものであります。災害対策費は、北部地域のデジタル防災行政無線システム整備事業の延期に伴う施工監理業務委託料、工事請負費、備品購入費の減額をお願いするものです。

36ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は、421万6,000円の減額です。教育諸費は、入札差金による工事請負費の減額及び実績見込みに基づく私立幼稚園就園奨励費補助金、奨学金貸付金の減額です。通学バス等運営費は、実績見込みに基づく通学バス運行管理業務委託料の減額及び入札差金による通学バス購入費の減額をお願いするものであります。

36、37ページをごらんください。

第2項小学校費は、447万9,000円の減額です。学校管理費は実績見込みに基づく臨時職員の社会保険料、臨時雇賃金、教職員健康診断委託料、空調機保守点検委託料の減額です。教育振興費は、実績見込みに基づく車両借り上げ料、備品購入費、要・準要保護児童就学援助費の減額です。

37、38ページをごらんください。

第3項中学校費は、326万2,000円の減額です。学校管理費は実績見込みに基づく教職員健康診断委託料及び空調機器保守点検業務委託料の減額です。教育振興費は、参加者減による中学生海外英語研修事業委託料の減額及び実績見込みに基づく車両借り上げ料、遠距離通学事業費補助金、要・準要保護生徒就学援助費の減額をお願いするものであります。

38、39ページをごらんください。

第4項社会教育費は、104万3,000円の減額です。社会教育総務費は、入札差金による小学校5年生県外体験学習委託料の減額及び実績額に伴う工事請負費の減額です。生涯学習推進費は、実績見込みに基づく社会教育関係講師謝礼及び生涯学習推進事業補助金の減額です。文化会館運営費は、実績見込みに基づく光熱水費の増額及び庭園管理委託料、舞台照明設備保守点検業務委託料、浄化槽保守点検委託料の減額と、財団法人地域創造に採択された公共ホール現代ダンス活性化支援事業の補助形態の変更に伴う委託料の追加をお願いするものであります。

39、40ページをごらんください。

第5項保健体育費は、128万4,000円の減額です。海洋センター運営費は、実績見込みに基づくプールリニューアルイベント委託料及び重機借り上げ料の減額です。学校給食施設費は、実績見込みに基づく燃料費及び光熱水費の増額と賄材料費の減額をお願いするものであります。

40ページをごらんください。

第12款公債費、第1項公債費は、881万4,000円の減額です。実績見込みによる利子の不用分を減額するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般11ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、1,535万5,000円の減額です。実績見込みに基づく保育所運営費負担金と障がい者自立支援給付費負担金、児童手当国庫負担金の減額補正です。

一般の11ページ、12ページをごらんください。

第2項国庫補助金は、1,063万9,000円の減額です。民生費国庫補助金は、障がい者自立支援給付費補助金の中の地域生活支援事業費補助金の減額と障がい者自立支援給付支払等システム改修に伴う補助金の追加をお願いするものです。教育費国庫補助金は、実績見込みに基づく幼稚園就園奨励費補助金の減額、民生費国庫交付金は、国庫交付金から県補助金への変更に伴う子育て支援交付金の減額、土木費国庫交付金は、町道高郷・田野口停車場線舗装工事及び町道坂京線の舗装補修工事に係る安全・安心な交通確保の交付金の減額及び町道野志本下村線改良工事に伴う道路橋りょう費交付金の追加をお願いするものであります。

12ページをごらんください。

第14款県支出金、第1項県負担金は、686万4,000円の減額です。実績見込みに基づく障がい者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当県負担金の減額です。

13ページをごらんください。

第2項県補助金は、1億323万5,000円の増額です。総務費県補助金は、消費者行政活性化基金補助金の追加と、民生費県補助金は、実績見込みに基づくいきいきクラブ活動費補助金に係る在宅福祉事業費補助金の減額、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業等に係る保育対策等促進事業補助金の増額、国庫補助から県補助金に変更になった子育て支援事業費補助金の追加、実績見込みに基づく日常生活用具給付費の減額に伴う地域生活支援事業費補助金の減額をお願いするものであります。商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費の決定に伴う補助金の増額と、消防費県補助金は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴う同補助金の減額と、消防費県交付金は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金から緊急地震・津波対策交付金に移行されたことに伴う交付金の追加をお願いするものであります。

14ページをごらんください。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、8,096万円の減額です。財政調整基金は、今回の補正による一般財源の調整のための充当の変更により減額させていただくものであります。緊急地震対策事業基金繰入金は、大規模地震対策等総合支援事業費補助金から緊急地震・津波対策交付金に移行されたことに伴う平成25年度分の事業充当のための繰り入れをお願いするものであります。

14、15ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は、684万6,000円の減額です。学校給食費負担金収入は、実績

見込みに基づく学校給食費負担金の減額と、民生費雑入は、実績見込みに基づく配食サービス事業一部負担金、後期高齢者特定健診委託金、放課後児童クラブ利用料、後期高齢者医療人間ドック費用交付金の減額と、後期高齢者医療広域連合負担金前年度返還金は、前年度概算払いしている広域連合負担金の余剰金精算による返還金の増額です。消防費雑入は、市町村振興協会助成金の追加と、第5分団1部詰所建築の延期に伴う消防施設移転補償金の減額をお願いするものであります。教育費雑入は、参加者減少による中学生海外研修参加者負担金の減額と、文化会館事業として、財団法人地域創造に採択された公共ホール現代ダンス活性化支援事業の補助形態の変更に伴う助成金の追加をお願いするものであります。

一般15ページをごらんください。

第20款町債につきましては、事業内容及び事業費精査による過疎対策事業債、公共事業等債、合併特例債の借入額を減額するものであります。

第2表繰越明許費につきましては、一般4ページ、5ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、保育対策等促進事業、子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託は、平成27年度に施行される子ども・子育て支援制度に係る電子システム構築業務になりますが、国から示される内容が確定しておらず、平成25年度内のシステム構築ができないことが見込まれるためでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、町単独事業、林道長尾川線測量設計業務委託は、当該路線の早期復旧を目指して事業を進めるものでありましたが、測量調査及び工種の選定に不測の日数を要し年度内の完了が見込めなくなったため、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開設工事は、工事施工用地取得の承諾に対し、地権者が難色を示し、交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、道整備交付金事業、林道塚ノ山線開設工事は、工事に障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事は、工事に障害となる立木伐採に係る補償交渉に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、施業道ヒラト線開設工事は、工事発注後、工事施工の支障となる立木伐採について土地所有者が難色を示し、再調整に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、林道南赤石線改良工事は、路盤を掘削した結果、不安定な土質を確認したため設計変更が必要となり、契約変更等の手続に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、林道富沢線改良工事は、地権者と施工地内の境界の確定に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、県単独林道事業、林道大沢線改良工事は、地権者と施工地内の境界の確定に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、町単独事業、林道蕎麦粒線改良工事は、降雪等により施工箇所までの林道が凍結し、資材の搬入が困難となり年度内完成が見込めなくなったためです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う地質調査業務委託及び町単独道路修繕事業、町道瀬沢境川線斜面復旧工事に伴う測

量設計業務委託につきましては、当該路線が久野脇地区三津間度及び瀬平区平谷各地区住民の生活道路であることから、早期復旧を目指して事業を進めるものでありますが、調査に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、町道路面性状点検業務委託は、当初町内の全路線のうち基幹道路の調査を実施する予定でありましたが、町道において歩道が整備されている区間がわずかであり、歩行者も車両と同時に道路を利用していることから、教育施設、福祉施設周辺の道路を主として調査対象路線として再検討し、その検討に不測の期間を要し年度内完成が見込めなくなったため、町単独道路修繕事業、町道下泉原線舗装修繕工事は、下泉区原地区を起点とする林道下泉本城線開設工事が県営で施工されており、その残土処理のために当該路線を使用し土砂運搬車両の通行により舗装版が傷んだことによる施工であります。残土処理の完了が平成26年2月であったため当該路線舗装修繕の年度内完了が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、町道桑野山細尾線修繕工事は、既存路肩石積の一部が崩落したことによる道路修繕工事です。地質調査の結果を踏まえ工法の検討及び設計に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、町道坂京線舗装修繕工事は、当該路線の東側に位置する坂京地区においてスギやヒノキの植林があり、これらのうち用材としての伐採に適したものが多く存在し、今年度舗装工事のため工事期間中通行規制の対象となる地区と施工時期等について調査しながら計画を進めてまいりましたが、本年度伐採作業が実施されることから予定した迂回路が狭隘かつ曲線が急であることなどを考慮し伐採作業期間中の通行規制が困難となり、地元協議及び伐採作業に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったため、町単独事業、町道長松線改良工事は、電力会社において当該路線の北側に位置する鉄塔張り替え工事を予定しておりましたが、工程について同社と打ち合わせを行い、町は工事の早期発注により対応してきましたが、同社が工事を開始するまでに必要な路面掘削が完了に至らず、同社との協議により10月から2月下旬まで工事を中断したため年度内の工事完成が見込めなくなったため、道路整備交付金事業、町道野志本下村線改良工事は、施工に伴い発生する振動や騒音に関して隣接する保育園と調整を行ってきましたが、その調整や対策を講じるための検討に不測の日数を要し年度内完成が見込めないため、社会資本整備総合交付金事業、中徳橋下部工橋りょう修繕設計業務委託は、今後同橋りょうで耐震補強を計画していることから今後どのように修繕と耐震補強を進めていくかの耐震補強計画策定が必要となり、その作業に不測の日数を要し年度内の完了が見込めなくなったため、社会資本整備総合交付金事業、梅地1号橋、梅地2号橋橋りょう修繕工事は、当該橋りょうより北側にスギやヒノキの植林があり、これらのうち伐採に適したものが多く存在し、橋りょう修繕時には通行規制を実施するため通行規制の地区と施工時期等について調整しながら計画を進めてまいりましたが、本年度伐採作業が実施されることとなりましたが、迂回路がないことから伐採期間中の通行規制が困難となり、これらの地元協議及び伐採作業に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったためです。

第9款消防費、第1項消防費、町単独事業、第5分団1部詰所設計監理業務は、国道362号元藤川地内拡幅工事の進捗に合わせて施工を予定しておりましたが、県工事の遅れに伴い年度内完了が見込めなくなったため、町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入及び町単独事業、デジタル防災行政無線システム整備機器購入施工監理業務委託につきましては、請負業者が設置計画箇所の無線装置の種類を携帯型から半固定型に変更した想定で机上にて回線検討を行ったところ、総合評価バツが5カ所、三角が7カ所という結果となったため、今後の運用に支障のないよう適正な無線配置を行うため電波伝搬調査を実施し、無線装置の種類確定に不測の日数を要し、機器購入の年度内完了が見込めなくなったため施工監理業務も合わせて繰り越しをお願いするものであります。

第3表債務負担行為補正につきましては、6ページをごらんください。

平成26年度市町自主運行バス事業費補助事業、町営バス南部路線運行管理業務委託について、限度額を1,810万円にするよう追加をお願いし、平成26年度市町自主運行バス事業費補助事業、デマンドタクシー運行管理業務委託について、限度額を1,920万円にするよう追加をお願いし、土木施工管理システム導入及び保守業務について、限度額を65万円にするよう追加をお願いするものであります。また、変更事項として、住民基本台帳ネットワーク機器賃貸借契約について、限度額を620万円増額し、1,900万円とするようお願いするものでございます。

第4表地方債補正につきましては、一般7ページをごらんください。

過疎対策事業において事業費の精査により、起債限度額を3,330万円減額の1億4,020万円に、公共事業等事業において事業費の精査により、起債限度額を850万円減額の2,510万円に、合併特例事業において事業費の精査により、起債限度額を2億3,740万円減額の1億100万円とするよう補正をお願いするものです。

大変長い説明でございましたけれども、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 非常に長い説明をありがとうございました。

ここで休憩をしたいと思います。

1時から本会議を再開しますので、それまで休憩をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず最初に、通告に従って順次やっていきます。

18ページ、歳出のほうになりますけれども、2款2項2目広報公聴費、13節委託料で、広報誌編集サポート委託料150万円の減額について、当初予算で267万6,000円をとってあったのですけれども、半分以上の、50%以上の減額になる理由を求めます。全協では期間の変更に伴い減額という説明だったのですけれども、それだけではちょっとわからないのできちんと説明を求めます。

それから、19ページの2款2項3目です。まちづくり事業費の19節癒しの里づくり事業交付金150万円の減額についてですけれども、当初予算700万円でその執行箇所と未執行箇所、予定している箇所など積算根拠を含めてお聞きいたします。

それから、通告した21ページの3-1-2は、事前の調査でわかりましたので、これは省略します。

次に、22ページの3-1-3老人福祉費の13節委託料、細節4在宅高齢者配食サービス事業委託料1,175万5,000円の減額の積算根拠について説明を求めます。当初予算で1,983万8,000円あげてありまして、全員が週4回利用を見込んだもので予算を多く計上したことが大きな減額の原因だという説明がありました。また、利用者の減もあるが、必要な人には行き届いているとの説明がありましたけれども、資料によると利用者は現在61名で平成24年11月の制度を変えようというときの利用者は89人でしたから、28人も減っていることになっています。減った理由をどう考えるかを伺います。

それから、24ページの3款2項3目子育て支援対策費、13節放課後児童クラブ業務委託料について、当初予算で701万9,000円の計上を今回221万9,000円減額するものですが、利用児童数が中央小は10人に対して南部小が二人、第一小ではゼロ人ということで、実施している場所である中央小の生徒以外は利用が少なくなっています。第一小などの父母からの意見や要望があるのか。あったら、どういう要望があるのかについてお聞きいたします。

それから、27ページの4-1-5地域医療推進費、18節備品購入費1,593万4,000円の減額ですが、本川根、上長尾診療所への電子カルテ導入を中止したということですが、気になるのはこういう導入の働きかけを患者もたくさん抱えている、自分のところで事務員も雇って運営をしておられる本当に大変な御苦勞をされている先生、お医者さん方に進めることが負担感にならないのかということが気になります。直接お医者さんから聞いたわけではありませんので推測の域を出ないのですけれども、中止になったということで先生方の御意見がもし入っているようでしたらお聞きしたいと思います。

それから、29ページの6-1-1、7節臨時雇賃金54万9,000円、これは皆減になっています。理由は何かお聞きします。

それから、同目の農業振興費、19節特産物振興事業費補助金136万円の減額は、当初予算

で433万4,000円の計上に対して3分の1以上の減額なんですけれども、これも減額の理由を求めます。

それから、同ページの4目8節地域農業推進員手当が20万1,000円減額になっています。当初予算で39万円計上ということで、これも半分以上を超える減額になっています。この理由を求めます。

それから、5目茶業推進対策費、11節印刷製本費42万円の減額、これは皆減になっています。この理由を求めます。

それから、31ページの6款5目、同じ目です。茶業推進対策費のところの13節委託料、茶業推進地域マップ作成委託料が67万7,000円減額ということで、当初予算で197万7,000円計上していますけれども、減額の理由とどんな内容で、どのように今後活用するのか、その使い方をお聞きいたします。

それから、19節特産物振興事業費補助金96万9,000円の減額があがっているのですけれども、農業関係事業費補助金も68万2,000円の減額など、本当にこの農業費は茶業関係のところ非常に減額が続いて気になるのですけれども、この19節特産物振興事業費の減額と、農業関係事業費補助金の減額も理由と実績をお聞きします。このように茶業振興に関する一連の減額を今ずっと述べたんですけれども、お茶は我が町の基幹産業であり、そういうことに対してこのような実績に対する減額がどんどん続いているということをどのように考えるのか、答弁を求めます。

それから、34ページの8-2-1の道路維持費、13節委託料のところ、長期間、通行どめのままだった境川線の測量設計業務委託料1,045万円が出てきたわけなんですけれども、この線は開設以来、崩落が工事をやると数カ月後には落ちてしまう、そういうことが繰り返されてきて、本当にこの工法がこういう方法でよかったのかどうか、その費用対効果が問われる箇所だと思います。課長が変わるたびに修繕工事がされてきているわけなんですけれども、開設からこれまでの工事経過及び費用の報告を求めます。

それから、35ページの9-1-3の15節工事請負費で2,415万円の減額について、この内訳は藤川詰所の移転工事の当初予算が2,789万7,000円で、これを延期するということで減額するものなんですけれども、これを引くと374万7,000円残るわけなんですけれども、今年度の予算で計上されてそのまま残っているのですけれども、何をやる予算なのか、残してあるのか。それから、もう時期が今年度はありませんので、この374万7,000円について繰越明許にしないでよいのかどうかの説明を求めます。

それから、35ページの9-1-4の災害対策費、15節工事請負費が2億1,541万円の減額になっています。また18節備品購入費では1,525万8,000円の減額になっています。当初予算での計画がどこまで進んで、どのような変更になるのか、今後の予定も含めて説明を求めます。

それから最後に、37ページ、38ページで小学校、中学校の20節扶助費のところ、どちら

も当初予算より半減の減額補正が出ているのですけれども、予算で見込んだ人数に対して実績はどうだったのか。また、通告してありますのでわかると思うのですけれども、当町の受給率が県の平均と比べてどうなのか、その点についてお聞きいたします。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（中田隆幸君） 順番に答弁をお願いいたします。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

最初に、広報公聴費、広報誌編集サポート委託料150万円の減額ですけれども、この広報誌編集サポート業務は、印刷業者による編集の委託とサポーターの派遣の二つに分けられておりました。当初は12カ月間委託をする予定でいましたが、広報誌の編集機器の更新にあわせ切り替えとなる9月からの7カ月間、号数でいきますと10月号からの編集の委託となったことが減額の理由となります。当初は4月からの実施を計画していましたが、旧編集機器では対応できる事業者が限定されることから9月からの実施となったものです。また、4月の人事異動により、広報誌担当を含む職員数が1名増員となったことも大きな要因となりました。編集サポーターについても、同様に職員が増員したことにより東京での実務研修に職員を派遣することができました。複数人数体制での編集体制がとれたことによりまして、サポーターの派遣による指導を受けなくても済みました。減額の金額につきましては、入札結果による月額委託金額の減少と編集委託期間の5月分の減収及び編集サポーターの派遣を全額減額することができました。それらによりまして150万円の減額の補正となりました。

続きまして、まちづくり事業費、癒しの里づくり事業費の交付金について御説明いたします。

癒しの里づくり事業は、交付要綱でいきますと基本的に町長が公募をしまして、その公募によりまして町のほうで審査をし交付金を交付する制度となっております。当初700万円ですけれども、予算では事業実施の事業費100万円を4カ所、計画策定で50万円を4カ所の想定を町のほうでしておりました。実施につきましては、水川区、梅高区、地名地区、徳山地区、桑野山区、千頭東区、小長井地区、崎平それと千頭西・千頭東・寺馬・沢間区連合組織としての事業実施が9件ございまして、そちらのほうの事業実施で実績が出ていないところもありますけれども、522万円ほどの支出を予定しております。また、計画策定等もありましたので、それらを差し引きますと178万円ほどが残りますけれども、これから計画策定費が今回20万円出ることも可能性を残した上で150万円を減額補正したものであります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） それでは続きまして、老人福祉費のほうの先に在宅高齢者配食サービス事業委託料について御説明させていただきます。

まず、このサービスの金額につきましては、当初予算では最大利用者を115人と見込みま

して、全員が全ての配食サービスを利用したと想定して算出をしております。計算式につきましては、115人掛ける年間の205食掛ける1食800円ということで1,886万円になります。これに事務費として2%、37万7,200円を加えまして、さらに遠隔地加算等の額、これが60万円ですけれども、これに加えて総計1,983万7,200円で、予算的には1,983万8,000円となります。

今回の補正につきましては、4月から12月までの実績を見まして4月から12月までの配食の実績数6,784食、これに最大利用月が871食あったものですから、その3カ月分2,613食を足しまして全部で9,397食となります。この数値をもとに年間の総配食数を丸めて9,400食ということで見込みました。これに800円を掛けまして事務費の2%を加えると767万400円となります。さらにこれの遠隔地加算等の額の4月から12月までの実績額が28万9,400円で、これも最大利用月が4万1,000円でありましたので、これを3カ月分12万3,000円を加えますと総額で808万2,800円で、丸めると808万3,000円という額になります。結果、当初予算の1,983万8,000円から実績見込み額の808万3,000円を差し引きまして1,175万5,000円の減額となったものであります。

次に、利用者の減についてでありますけれども、平成24年11月に利用されておりました89人の方のうち今年1月までに亡くなられた方がお二人、それから施設等に入所された方が5人、それから自力で食事をつくることができるということでサービスを止められた方が18人、介護保険のホームヘルプサービスにより対応されている方がお一人、身内の方が戻ってこられた方、これは息子さんですけれども、これがお一人ということで、合計で27人が止められたということになります。この結果、単純には1月末現在に89人が62人になるわけですけれども、配食サービスを利用される方は常に入れ替わりがありますので、複雑な利用者の数の変動となっております。ちなみに、平成25年度から新制度開始後の人数変動につきましては、この25年4月から1月までにおいて新規利用者の総数が26名、利用をやめられた方が24人となっております。ほぼ同数というような形になっております。

なお、自力で食事をつくるということでサービスを止められた方につきましても、ほかの配食サービスを受けている方、あるいはいろんなサービスが必要とされる方と同様に、配食サービスを止められた後につきましても、地域包括支援センターの職員を中心に定期的に訪問をその方のところに重ねておりますので、必要な支援は当然続けさせていただいているということであります。

次に、子育て支援対策費の放課後児童クラブ業務委託料の件でありますけれども、まず各小学校に対しましては、放課後児童クラブの内容につきまして新入学生の入学前の就学時健康診断、これは10月から11月に開催されておりますけれども、ここにおきまして保護者の方々に御説明をさせていただいているほか、在校生には新年度当初に学校を通じて資料を配布させていただいて、事業の御案内をさせていただいているところであります。福祉課といたしましては、これらの対応の中で保護者の方々にはこの事業について御理解をいただき、

参加についての御判断をさせていただいているものと考えております。御指摘をいただきました中川根第一小学校におきましては、2年ほど前まで利用者がおりましたけれども、現在の利用者はなしという状況であります。

第一小、南部小の保護者の方から直接的な要望等は伺っておりませんが、実際に利用されている方から平成26年度から6年生までの事業拡大というのを期待されているという方もいらっしゃることを学校のほうから伺っております。ただ、要望はないといえども、地元の小学校においてこの事業が実施されていないということが影響しているということは当然考えられますので、教育委員会とも協議を行いまして実情を見ながら実施場所等の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 一般会計、4款地域医療推進費、18節備品購入費の減額のうち1,113万円は、本川根診療所、上長尾診療所への電子カルテ導入に中止に伴う減額です。電子カルテ導入の働きかけは、診療所の先生方の負担感をもたらせていないかという御質問をいただきました。

電子カルテですけれども、メリットも大変多くありまして、厚生労働省が今から12年前に策定した保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザインにおいても、2006年度までに全国の全診療所の6割以上に電子カルテシステムの普及を図ることが目標としてあげられていました。しかし、現状はやはりなかなかそこまで進捗していない状況が全国にもあります。平成24年度にいやしの里診療所へ電子カルテが導入されて、専門科目の遠隔診療支援も可能となりました。

町内において公設公営でありますいやしの里診療所だけの充実を図っていくのではなく、川根本町全体の地域医療の推進、向上を考えることが住民の医療や健康を守り、将来の先生方の御負担も軽減できるのではないかと考え、平成23年度に町内全員の開業医の先生方に電子カルテについて御説明させていただく機会が数回もたれております。メリットも理解するけれども、軌道にのるまでは入力するために一時的に事務量が増えるのではないだろうか、初期経費は町でもってもその後の維持管理費用がかかるのではというような率直な疑問・御意見も出されました。町は強引な流れにならないように先生方の御意見・御意志を尊重させていただきながら進めていき、平成24年度に本川根診療所、上長尾診療所の二人の先生から電子カルテ導入についての御意見を確認させていただきました。

平成25年度当初予算で1,113万円の予算をいただき、導入に向けて具体的に業者によるお二人の先生方へのプレゼンテーションや説明の機会がもたれてきました。これは昨年12月まで進められてきました。しかし、将来的には事務量の軽減にもつながるものでメリットも多くあると理解するが、今の従業員数や自分の診療時間と照合して入力する手間暇等を考慮すると、今の導入は無理であるという結論をいただくことになりました。平成23年度から先

生方の御意志を確認させていただきながら進めてきたものです。ここにきてお二人の先生に無理強いをさせて導入を迫るのであれば、大きな御負担をかけてしまうこととなりますけれども、今までの先生方の御質問には丁寧にお答えしながら、先生方のお気持ちは常に尊重して対応させていただいてきたつもりです。大きな予算を議決いただきながらも執行につながらなかったことで、担当課としても申し訳なく思います。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 6款1項農業費の補正予算への御質問にお答えいたします。

1目農業委員会費、7節臨時雇賃金皆減の理由は何かという御質問でありますけれども、当初予算では耕作放棄地実態調査のための臨時雇賃金を3カ月分計上させていただきましたが、農業委員、農業支援員、農業室職員が現地調査を行ったため不用となり減額となったものであります。

2点目、3目農業振興費、19節特産物振興事業費補助金の減額の理由は何かという御質問であります。特産物振興事業費補助金は自力作業場新設事業費補助金、柚子等栽培園造成事業費補助金、特産物振興調査研究事業費補助金の三つのメニューで、当初予算は433万4,000円でした。今回の減額は136万円となります。その理由であります。当初は特産物振興調査研究事業に4件200万円の予算でありましたが、執行見込みが2件73万2,000円となり、126万8,000円の減額となりました。また、柚子等栽培園造成事業費補助金が当初予算93万円に対し、執行見込み額が83万8,000円となり9万2,000円の減額、合わせて136万円の減額となったものであります。

続きまして、4目地域農政総合推進事業費、8節地域農業推進員手当の減額の理由は何かという御質問であります。地域農業推進員手当の減額理由は、当初2回の会議開催を予定しておりましたが、耕作放棄地実態調査を農業室職員、農業支援員、農業委員で取りかかったため、耕作放棄地実地調査説明のための会議が1回不要となり、会議1回分の経費のみの執行となり、報酬を20万1,000円減額したものであります。

5目茶業推進対策費、11節印刷製本費の皆減の理由はの御質問であります。当初予算では一煎パックのしおりと川根茶パンフレット印刷費を年度途中での不足に備え、当初予算計上いたしました。予想より在庫の減少が少なく、現在、一煎パックしおり4,800部、川根茶パンフレット6,000部が在庫としてあり、皆減をしたものであります。

同じく13節委託料の減額の理由と、どんな内容で、どのように活用するのかの御質問でございます。茶業振興推進地域マップ作成委託料の減額は、推進地域マップ作成委託料が当初予算197万7,000円でありましたが、この委託については地図データ作成のみの委託とし、マップの印刷は役場での対応としたため、67万7,000円の減額となりました。マップの内容は、各地区で茶園としてこれからも維持管理していくことが重要であると思われる茶園を地図に示し、各地区で耕作放棄地の防止や農地流動化の推進のために活用していただくために作成したものであります。

19節補助金の減額の理由と実績を問うとの御質問ですが、特産物振興事業費補助金96万9,000円の減額は、茶園開墾改植事業費補助金の執行見込みが19件132 a で、補助金額218万7,000円と見込まれ、当初予算315万6,000円に対し96万9,000円の減額となりました。農業関係事業費補助金68万2,000円の減額は、執行見込み額が荒茶加工施設整備事業費補助金1件100万円、高品質茶生産管理費導入補助金3件178万円となり、合わせて278万円の執行見込みとなり、当初予算346万2,000円に対し68万2,000円の減額となりました。

一連の農業振興関係の減額をどのように考えるかという御質問であります。茶業振興のための特産物振興事業費等の補助金については、要望調査に加え例年の実績等を踏まえ予算計上させていただいておりますが、今後はより慎重な予算編成に努めてまいりたいと思っております。また、会議の開催や需用費等についても執行残ができるだけ生じないように計画的な執行に努めたいと思っております。本年度は4月12、13日の両日に凍霜害を受けましたが、茶農家の生産意欲向上のため議会の同意をいただき、茶災害対策資金の利子補給や肥料・農薬代支援を行わせていただきました。農家の方からも感謝の言葉をいただいております。茶業振興のための補助金等についても、これまで以上に農家の方に対し制度の周知を図っていきたくて考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、澤本勝美君。

○建設課長（澤本勝美君） 8款2項1目道路維持費、町道瀬沢境川線開設からこれまでの工事経過及び経費についてでございますが、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業国庫補助により開設工事に着手しました。請負金額が2,901万2,550円。同じく18年度町単独事業によりまして法面保護工事を行っております。金額としまして591万8,850円。平成19年度同じ新山村振興等農林漁業特別対策事業で開設工事を行っております。金額が1,884万7,500円。平成20年度同じく新山村振興等農林漁業特別対策事業で開設工事を行っております。請負金額が4,002万6,000円でございます。同じく新山村振興等農林漁業特別対策事業において境川線の舗装工事を行いました。金額が974万4,000円でございます。平成21年度地域活性化経済危機対策臨時交付金事業で改良工事を行っております。288万7,500円でございます。平成18年開設工事から6回工事を行っておりまして、請負金額の合計額は1億643万6,400円でございます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、筒井佳仙君。

○総務課長（筒井佳仙君） 次に、9款1項3目、元藤川の消防の詰所移転事業に係る御質問ですけれども、当初予算では2,789万8,000円でありました。内訳としましては、13節委託料、設計管理委託料ですけれども285万円、15節工事請負費は解体と新築の二つの工事を予定しております。2,415万円、17節財産購入費が79万5,000円、22節補償金が10万3,000円でありました。13節委託料につきましては、繰越明許で対応したいと考えております。15節工事請

負費につきましては、平成25年度は取りやめて26年度に再度予算計上を予定しております。17節と22節につきましては、年度内に終了する予定であります。

次に、9款1項4目15節工事請負費の2億1,541万円につきましては、二つの減額の理由があります。一つにつきましては、12月の議会でユリクボ中継所の太陽光発電装置の電源装置が故障したということで修理のために550万円を補正対応していただきましたけれども、必要最小限の修理にとどめたということで100万円の不用額が出たものです。もう一つの2億1,441万円につきましては、今年度予定しておりました桑野山の携帯電話の基地局の鉄塔を使用して整備する予定でありました北部地区のデジタル防災行政無線システム工事につきまして、接岨地区と寸又峡地区が不感遅滞、電波が入らないという状況があったため、不感地帯をできるだけ少なくしようということで、新たに中継基地局の場所を検討したいということで、9月補正で電波伝搬調査の経費を補正で対応していただいて現在調査中であります。このため今年度の事業実施を取りやめるための減額補正であります。

あと、これからの見込みということですが、南部地区の白羽山の関係は基地局は終わりますので、その無線機器の購入が電波伝搬調査で遅れておりましたので、繰り越しで対応したいと思います。あと、北部地区につきましては、平成26年度でもう一度、今年度の電波調査に基づき詳細設計をし、27年度に本体工事に入りたいと考えております。

○議長（中田隆幸君） 教育総務課長、藤森敦君。

○教育総務課長（藤森 敦君） 教育費、小学校費・中学校費扶助費の減額ですが、いずれも就学援助費の減額であります。当初予算との比較でありますけれども、小学校費では認定見込みを15人で見込みましたけれども、認定者は9名だということです。中学校費では当初予算の見込みでは10名、認定者5人ということになります。

それから、受給率の県対比ということですが、小学校児童、中学校生徒の全体になりますけれども、県平均での受給率は6.23%、川根本町では3.85%となっています。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） いろいろ各課で頑張っておられるということが、今いろんな質問で疑問が解消された部分がたくさんあるのですけれども、19節のこれら茶業振興に関する一連の減額をどのように考えますかという質問に対して、より慎重な予算編成に努めるという回答があったところがとても気になりました。残さないように予算を減らせということではなくて、予算を大いに組んでいただいて、大いにそれを執行して川根本町の茶業振興、茶業を頑張ろうとしている人たち、また倒れそうになっている人たちを支援していけるように支援していくのが、行政の務めではないかと思うんです。

町長はこの間、各地区の町政懇談会の冒頭の御挨拶で、茶業の応援をこれまでは茶業者全体の底上げをしてきたけれども、どうもそれは効果において非常に効果がないように感じていると。そうではなくて、これからは篤農家に特化した支援をしていきたいんだと。もうあ

きらめている人や迷っている人たちは転作農業を支援していきたいとずっと言い続けてこられたわけですがけれども、私は、川根本町の茶業というのは面積が狭いし、大規模化ももちろんやれることがあれば、それはいいのかもしれないのですが、それぞれの家庭の人たちが自分の親、おじいちゃんからもらった茶畑を一生懸命に自分の働いた残りの時間でお茶をつくっていた。本来であったら、それぞれ特徴のあるお茶をつくっていたのが、協同工場化されていってだんだん特色がなくなってきた、茶価は一挙に農協にいつてしまつて買いたたかれているというか、農協さんが買いたたいているとは思いませんけれども、要するに大規模な茶商さんから買いたたかれていく。そういう状態が続いて茶業ができなくなった。また、もう一つはお茶をやっていた人たちが合間には、お茶の農閑期には土建屋さんに勤めたり、いろいろそれぞれに仕事を持っていらして、その間にお茶をつくっていた。それでも、一生懸命に誇りを持ってお茶をやっていた人たちが高齢化してきたということもあるから、町長の御挨拶の中でもある一面では必要なのかもしれませんが、一生懸命に頑張っている人に町も最大限応援するということがいいと思いますけれども、でもやっぱり悩んでいる人たち、迷っている人たちをなるべくお茶をやめないようにしていつてもらおうという働きかけも、私は絶対に必要だと思うんです。

そういう中で、ずっと産業課のお茶のことに對して不用というか、減額の補正がざつと出ているということで何を言いたいかというと、そういう支援をする人たち、農業委員の人たち、耕作放棄地を調査したり指導をしていつたりする人たち、そういう人たちに対して私は例えば農業委員は委員会に出席しなければ、その1万円の報酬を支払わない。今、説明を聞いただけでも減額の理由は農業委員と町の職員の人たちが調査をしたから回数を減らしましたというのが幾つかありましたよね。そういうふうに委員会に出るとき以外にも、農業委員の人は一生懸命にお茶のことでやっけいらつしやるし、もっと誇りと生きがいを持って地域のお茶を守っていくというのを進めていくためにも、私は農業委員の人たちをもっときちんと大切に扱うべきだと思うんです。出席したときだけではなくて、農業委員としての報酬、日ごろの活動もきちんと評価をしていくということで、ぜひ農業委員の待遇改善をこれまでずっと言っているのですけれども、検討していただきたいなど。

それと、こういう予算については、課長が言われたように、予算編成の仕方を慎重にしていくように、数字を減らしていくよというふうに聞こえたもので、そここのところは確認をしたいのですけれども、多分そういうことではないと思うんですけれども、最後には振興に努めますと言われるから多分そつちに重きを置いてほしいなど期待を込めて再質問をさせていただきます。そここのところの答えを一番強く求めますので、その点でよろしくお願ひいたします。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、鳥本宗幸君。

○産業課長（鳥本宗幸君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃりましたように、より慎重な予算編成に努めますと私は答弁いたしました。

けれども、決して後ろ向きな考えでの慎重な考えでは全くございません。答弁でもお答えさせていただきましたけれども、当初予算の編成については農家の方から要望等を聞いて、それに産業課としての考えを加味して予算編成をさせていただいておりますけれども、やはりその農家からの要望を聞く段階でより具体的な、実施できるようなところから取り組んでいきたい。それは町長の思いとも同じだと思うのですけれども、農業に対して意欲を持っておられる篤農家の方、そういう方からできれば拾って支援をしていきたいという思いがありますので、決して後ろ向きの慎重という言葉ではありませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 農業関係の委員会は非常に重要だと思っております。それで、もう一つ言わせていただくなれば、農業関係者だけではなく異業種の方も入ったような組織も展開すべきだと思っております。それは、生産はもうある程度のレベルにきていると。しかし、販路拡大が非常にへただという思いがあるものですから、こういう予算は本来は増額補正をするくらいの感じでやってもいいのではないかと感想的には思います。

しかし、私が組んだ予算ではないものですから申し訳ないのですが、そのような中でやはり委員会もしっかりしたものを立ち上げて対応する。販路まで含めたものをやる必要がある。それには当然ながら転換作物も関係するということで、狭い農地を有効利用しなければいけない、狭い茶園ばかりではいけないという思いがあるものですから、そのようなことを具体的に進めていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、平成25年度川根本町一般会計補正予算（第5号）は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第17 議案第15号 平成25年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

○議長（中田隆幸君） 日程第17、議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,743万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,450万円としたいものです。これは主に実績見込みに基づき、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等の療養給付費の増額をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、9万2,000円の増額です。これは前期高齢者の負担割合変更に伴う高齢受給者証再交付に係る事務経費の増額で、国からの交付金があります。

第4項趣旨普及費は1万2,000円の増額です。これも前期高齢者の負担割合変更に係る事務経費です。

国保7ページ、8ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、2,784万6,000円の増額です。これは第1目一般被保険者療養給付費、第2目退職被保険者等療養給付費、第3目一般被保険者療養費、第4目退職被保険者等療養費について、実績見込みに基づく増額をお願いするものであります。

9ページをごらんください。

第2項高額療養費は、52万円の減額です。第1目一般被保険者高額療養費は、実績見込みに基づく増額、第2目退職被保険者等高額療養費は、実績見込みに基づく減額です。第3目一般被保険者高額介護合算医療費は、療養給付費等負担金の補正による財源更正です。

9ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は、財政調整交付金、都道府県調整交付金、基金繰入金等の補正による財源更正です。

10ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護納付金は、財政調整交付金、都道府県調整交付金、基金繰入金等の補正による財源更正です。

続きまして、歳入について説明させていただきました。

5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、568万5,000円の増額です。これは療養給付費の実績見込みに基づく増額に伴う補正です。

第2項国庫補助金は、394万6,000円の減額です。これは後期高齢者支援金及び介護保険分の実績見込みに基づく減額です。3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金は、前期高齢者の負担割合変更による高齢受給者証再交付に係る事務経費の増額に伴う補助金の追加です。

6ページをごらんください。

第4款療養交付金、第1項療養給付費交付金は、956万円の増額です。これは退職被保険者等療養給付費の実績見込みに基づく交付金の増額です。

6ページをごらんください。

第6款県支出金、第2項県交付金は、464万7,000円の減額です。実績見込みに基づく、一般被保険者分、後期高齢者支援金分、介護保険分の減額に伴う都道府県調整交付金の減額です。

6ページをごらんください。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は、2,077万8,000円の増額です。これは実績見込みに基づく一般被保険者分、後期高齢者支援金分、介護保険分の基金繰入金の増額でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告しましたので、それに従って質疑をします。

1点目は、9ページの3-1-1後期高齢者支援金の財源更正についてですけれども、国支援金分で396万4,000円の減額、県の調整交付金支援分で128万4,000円の減額ということで、交付見込み額が過大だったための減額で、減額する足りない分を支払い準備基金524万8,000円で穴埋めするという財源更正になっています。この後期高齢者支援金の積算根拠について、積算の方法がどういうふうになってこういう減額が生じたのかという説明を求めます。

それから2点目は、療養給付費の増加が今回の補正の大半を占めているわけですが、資料で見ても平成25年度見込み額は前年度と比べて一般で7,700万円増額しており、退職のほうでも2,600万円療養給付費が増えています。その中で気になるのは、入院1件当たりの費用額が一般が2.48%増額、金額は書いていないのですが、退職で3.56%増額ということで、1件当たりの費用額が大きく増えているということでは重症化、あるいは長期化が考えられるわけですが、そういうことなのか、そうではないのかについて説明を求めます。

それから、通告していない質問をもう一つ追加します。

支払い準備基金が、今回の補正で今年度25年度に5,168万4,000円取り崩すこととなります。非常に大きなお金を支払い準備基金で取り壊して税を据え置くということで、前町長が本当に負担は限界だということを認めるということで、担当課の人たちと相談してこのような計らいをしてくださったわけですがけれども、住民負担の回避をしたということですがけれども、このように支払い準備基金だけで医療費の足りない部分を充てていると、もう基金がすぐに底をつくから、一般会計からのその他法定外繰り入れですね、県内でももうやっていない自治体は数自治体しかない、五、六カ所しかないといわれていますので、ぜひこういう状況を見て所得水準も低いし、高齢化率も高いし、もちろん担当課は予防あるいはいろいろな指導に本当に努めてくださっていて、一人一人名前を言えばすぐに顔がわかるほどの対応をしてくださっているわけですがけれども、それでもやっぱり医療費が上がっていくというのは、これは元気なお年寄りもたくさんおられますけれども、仕方がないだろうなど。それと、お年寄りの人たちも非常に頑張って努力して元気を保っておられるという中でも、仕方がないだろうなどと思います。

ぜひそういう中で、お年寄りの人たちも元気を持ち続けるためにも、安心してお医者さんにかかれる、早め早めの診療が得られて重症化、長期化しないようにしていただくためにも、ぜひ国保税の値上げというショックを住民の人たちに与えてほしくない、それが私の本当に痛切な願いです。そのために一般会計からのその他の繰り入れも制度として何かの部分で、こういうところは例えば介護納付金とか後期高齢者納付金とか支援金とか、そういうものが足りないところに充てますよとか、何か一つのルールをつくって値上げが回避できるようにしていただきたいと思うのですけれども、その点について回答をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） ただいま鈴木議員より調整交付金の減額する分を支払い準備基金で充てる財源構成の積算根拠はどのようなものかについて、まず御質問をいただきました。

調整交付金につきましては、交付の目的が産業の構造や住民の所得、世帯構成などから起因する市町村間の財政力の不均衡を調整するため、保険者が負担すべき保険給付費や後期高齢者支援金などの調整対象となる需用額から、各市町村間の財政格差を測定するため、一定の基準により算出した保険税額である調整対象となる収入額を控除した不足分が、調整交付金として各市町に交付される仕組みとなっております。

調整交付金の算定に当たりましては、当初予算などでは過去の交付金の交付状況などを考慮し、交付率と調整率等を用いて算定していますが、後期高齢者支援金分については国庫支出金分で、後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の9%で見込んでいたところです。平成24年度12月診療分から25年度11月診療分までの実績額から一定の基準により算定した25年度の調整交付金の変更申請額が後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の約5.26%となる見込みであります。

また、県支出金では後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の約7.2%で予算額を見込んだところですが、特別調整交付金との配分調整などにより後期高齢者支援金から療養給付費交付金を除いた額の約6%となっております。

いずれも平成25年度の交付金の算定過程における交付見込み額から、3月補正予算において減額補正させていただきたく、今後、変更申請に基づき算定される交付件数によっては、現在見込んでいる調整交付金の交付額にも変更が出てくる可能性もありますので、今後も交付金の算定状況を的確に把握しながら調整交付金の減額分の財源としている支払い準備基金の取り崩しについては、慎重に対応していく予定であります。

もう一つ、療養給付費の増加が今回の補正の大半を占めているけれども、入院1件当たりで一般が2.48%の増、退職者医療で3.56%の増となっているが、重症化、長期化している傾向はないかという御質問をいただきました。療養給付費の増加により重症化や長期化が懸念されるということについてですけれども、一般被保険者の傾向として入院にかかる1件当たりの費用が、平成25年度は前年度と比較して先ほど出ましたとおり2.49%の増加、退職被保険者分については3.56%増加という傾向にあります。

長期化という点についてですけれども、入院レセプト1件当たりの日数で比較してみますと、平成24年度は11月診療分時点で入院レセプト1件当たりの日数は15.98日、25年度の11月診療分時点では15.88日で、入院レセプト1件当たりの日数で比較すると大きな変化は出ておりませんでした。ただ、24年度と25年度の入院1件当たりの費用額が増加している点につきましては、前年と比較して高額な医療費につながる高度な医療による治療を必要として入院されているケースが若干あるのではないかという傾向も伺えます。この疾病の種類などによっては長期化を心配するケースもあります。腎機能低下による人工透析患者さんは、新規に導入される方もありますが、町全体で見ても大きく増加している傾向は現時点で認めておりません。今後も国保被保険者の疾病構造等の特徴や医療費等の分析などを通じて、国保に限らず町の保健事業としても予防事業のさらなる充実を図っていくことが必要と思われま

す。

また、当町の国保特定健康診査受診率も県内では高いほうに位置づいておりますけれども、まだ必要な方の半分も受診されておられません。早期発見と予防、早期受診、そして被保険者の方が個々にかかりつけ医などを持って、適正な受診を心がけることも重症化を予防し、医療費の高騰を防ぐことになるかと考えます。

もう一つは……

○議長（中田隆幸君） 支払い準備基金のあれについて。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） 先ほど鈴木議員から、今年度は支払い準備基金の取り崩しもさせていただいて、平成25年度は5,168万4,000円の基金の取り崩しを今させてもらおうとしております。それで、残高が8,000万円となっております。20年度、5年ほど前は2億円ありました。先ほど申し上げましたとおり、ここの介護分の調整交付金の結果によっては、

この部分の基金取り崩しも今後変更が出てくることはありますけれども、基金の残高は以上のようになっております。

あと、一般会計からの繰り入れの件ですけれども、昨年の議会の中でも上層部から答弁があったかと思います。急激な医療費の高騰などがあった場合におきましては、従来のような基金の取り崩し等を検討し、支払い準備基金の状況によっては、税率等の改正と合わせて一定のルールをもって、一般会計からの繰り入れも検討しなければならない状況もあるのではないかということで答弁がされていたかと思います。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 一般会計からの法定外繰り入れについては、前佐藤町長のときによく、今伊藤課長が言われたのですけれども、検討したいと、税率の見直しとともにというふうにいつも言っていたかどうかは記憶にないんですけど、負担が限界だということも認識しているという答弁もありましたので、私は一般会計からの繰り入れがされれば国保の健全運営が図られるかなと思ってずっと要求し続けているのですけれども、鈴木町長はこのことについてどのようにお考えか、御意見をお聞かせください。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、課長が言ったとおり、やはり考えざるを得ない時期にきているかと思っています。しかし、どちらを使っても実際は同じなんですよね。ところが、そのような要望がある中で厳しくチェックしながら対応する必要があるのではないかと考えています。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） ないです。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



**◎日程第18 議案第16号 平成25年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第4号）**

○議長（中田隆幸君） 日程第18、議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,944万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,115万3,000円としたいものです。今回の補正は、電算システム改修業務委託料の追加と実績見込みに基づく保険給付費の増額補正をお願いするものでございます。

事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、21万6,000円の増額です。これは介護報酬改定等に伴う介護システム改修経費の追加をお願いするものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、4,341万8,000円の増額です。これは実績見込みに基づく居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特定施設入所者生活介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費の増額及び居宅介護住宅改修費の減額をお願いするものでございます。

8ページをごらんください。

第2項介護予防サービス等諸費は、416万3,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護予防サービス費、介護予防特定入所者生活介護サービス費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画費の増額及び地域密着型介護予防サービス費の減額をお願いするものでございます。

9ページをごらんください。

第3項高額介護サービス等諸費は、117万円の増額です。第1目高額介護サービス費は、実績見込みに基づく高額介護サービス費の増額、第2目高額介護予防サービス費は、実績見込みに基づく高額介護予防サービス費の増額をお願いするものでございます。

第4項高額医療合算介護サービス等費は、61万円の減額です。これは実績見込みに基づく高額医療合算介護サービス等費の減額をお願いするものであります。

介護10ページをごらんください。

第5項その他諸費は、8万4,000円の増額です。これは実績見込みに基づく審査支払手数料の増額をお願いするものであります。

10ページ、11ページをごらんください。

第6項特定入所者介護サービス等費は、100万2,000円の増額です。これは実績見込みに基づく特定入所者介護サービス費の増額をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

5ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は、616万1,000円の増額です。これは保険料徴収見込みに基づく増額をお願いするものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、2,013万円の増額です。実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う国庫負担金の増額です。

第2項国庫補助金は、45万3,000円の増額です。これは介護給付費の実績見込みに基づく現年度分調整交付金の増額と、介護保険システム改修事業に伴う介護保険事業費補助金の追加をお願いするものでございます。

介護6ページをごらんください。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、616万4,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う現年度分介護給付費交付金の増額です。

第5款県支出金、第1項県負担金は、1,027万3,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う現年度分県負担金の増額です。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、626万2,000円の増額です。これは実績見込みに基づく介護給付費の増額に伴う一般会計繰入金の増額と、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る一般会計繰入金の追加をお願いするものでございます。

以上、御審議のほど、よろしく御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

ちょっと質問するのが勘違いをされていて怖くなりましたけれども、歳出のほうで2款4項1目高額医療合算介護サービス等費というところの61万円の減額以外は、全て保険給付費が増額の補正予算ということで、非常に介護給付が伸びているということを示していると思われれます。そして、資料としていただいたサービス別給付費比較表を見ても、計画値に比べて非常に80%、90%なんていうものが非常にありまして、予防の部分では計画値をもう100%超えていると。ほかのものは、予防以外のサービスでは計画値には一応おさまっているのですけれども、私はそれでよかったと思っていたらあと1年あるわけですよ、計画値の中に。ということは、平成26年度はとてこの計画値内ではおさまらないのかなと今ちょっと怖く

なったんですけれども、26年度に介護事業計画の3年ごとの見直しの年ということで、介護保険料、とにかく町民の人たちは税金が高い、国保が高い、介護保険料が高い、天引きされているものについては本当に負担感が大きくて大変だと。それは入ってくるお金が増えない、むしろ減っていつている町民の人たちの暮らしを考えると、そういう声が上がって当然なわけですけれども、非常に怖い状況になっているのかなと思いましたがけれども、担当のほうではこういう状況で今度の計画づくりなどもしますけれども、低所得者に対する負担増とはならないような方法を考えるべきだと思いますけれども、どのように考えているかお聞かせください。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、前田修児君。

○福祉課長（前田修児君） ただいまの鈴木議員の御質問でありますけれども、通告では福祉事業としまして介護保険を使わない部分でも人員を確保し、取り組みを充実させることが必要ではないかという御質問だったですけれども、今の御質問だと予防のほうの給付を抑えていくにはどうしたらいいかという御質問だったと私は理解しましたけれども、そちらでよろしいでしょうか。

（「両方で」の声あり）

○福祉課長（前田修児君） まず、予防給付のほうを抑えていくというお話につきましては、当然これまでもお話をさせていただきましたとおり、予防給付に本当に全力を注いで、その部分で地域包括センターを中心に一生懸命にやっていきたいというのがあります。そこを踏まえて、今の通告のほうの御質問に答えさせていただきます。

これまでも介護予防につきましては、地域包括支援センターを中心として元気はつらつ教室、元気いっぱい教室、栄養講習会、閉じこもり予防教室、そうしたもののほか、老い支度講座などの各種の講座を開催しまして、町民の方の介護予防について一生懸命に努力をしているところであります。御承知のとおり、平成29年度から介護保険の要支援者のホームヘルプサービス、デイサービスが、介護保険から切り離されて町のサービスとして実施するというようになっております。現在はその新たな仕組みづくりのために、現在の地域ケアシステムの見直しをしていかななくてはならない、非常に重要かつ大変な状況でありますので、これまで以上に人員を確保していただいて、その準備を進めていかなければならないと考えております。そのために関係職員の充実につきまして、執行部のほうにも調整をお願いしているところであります。

また、これは行政だけではなくて、多くの町民の方の皆様にも御理解をいただいて、例えばボランティアの組織の充実強化につきましては、やっぱりそうした方々の要請とか御支援をしていかななくてはならないと考えておりますので、ぜひとも町民の皆様をはじめ議会の皆様の御支援、御協力をよろしくお願ひしたいと考えております。

それから、うちのほうで行政として、福祉課としてこれから取り組んでいかななくてはならないということの中の一つに、地域包括支援センター内の有資格者の取得を目指していき

いというのがあります。例えばケアマネージャーさんはいるのですけれども、その主任ケアマネというのが地域包括支援センターの中の3種の必須の職種があるのですけれども、主任ケアマネと保健師と社会福祉士、そこら辺の有資格者の採用も含めて充実強化に努めていかなくれはならない。

それからもう1点は、先ほど訪問介護のお話がありましたけれども、ホームヘルパーさんが大変不足というか需要が増えて、なかなか大変だという話を聞いております。そうしたことも近い将来、ホームヘルパーさんのさらなる養成、充実を図っていかなくてはならない。そんなことを考えております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

○10番（鈴木多津枝君） ありません。

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第17号 平成25年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（中田隆幸君） 日程第19、議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ705万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,052万5,000円としたいものでございます。

今回の補正予算は、本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正です。事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は、311万8,000円の減額です。これは実績見込みに基づく運営委員報酬、臨時職員の賃金、医師住宅家電・家具リース料、医師住宅用備品購入費の減額です。

5ページ、6ページをごらんください。

第2項研究研修費は、321万4,000円の減額です。これは緑茶服用習慣の自己健康改善に及ぼす効果に関する研究経費について、実績見込みに基づく消耗品費、研究検査手数料、従事医師タクシー使用料、備品購入費の減額をお願いするものでございます。

6ページをごらんください。

第2款医業費、第1項医業費は72万円の減額です。これは実績見込みによる検査手数料の減額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

3ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は、680万円の減額です。実績見込みに基づく国民健康保険診療報酬収入、社会保険診療報酬収入、後期高齢者医療保険診療報酬収入の減額、及び定期予防接種に係るその他診療報酬収入の増額をお願いするものでございます。

4ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、25万2,000円の減額です。これは実績見込みにより一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

35分まで休憩をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第20 議案第18号 平成26年度川根本町一般会計予算

◎日程第21 議案第19号 平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第22 議案第20号 平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第23 議案第21号 平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第24 議案第22号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第25 議案第23号 平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算

◎日程第26 議案第24号 平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（中田隆幸君） 日程第20、議案第18号、平成26年度川根本町一般会計予算から日程第

26、議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第18号から議案第24号までを一括して提案理由の説明をさせていただきますけれども、長時間になりますのでどうぞリラックスしてお聞きください。

議案第18号です。平成26年度川根本町一般会計予算の概要について説明をさせていただきます。

平成26年度当初予算は、76億9,500万円です。前年度と比べますと17億2,300万円、率にして28.9%の増額となる予算を編成させていただきました。

平成25年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金制度、住宅リフォーム推進事業費補助金制度の継続など、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりました。

平成26年度予算につきましては、高度情報基盤整備事業に着手するとともに、従来の住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開やユネスコエコパーク登録などにより多彩な地域資源を生かし、人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進などを重点に置き予算を編成させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成26年度予算編成に当たっては、自然災害等に備えた防災対策、人口減少・少子高齢化に対応し、町民が健康で明るく過ごすための保健、医療、福祉、教育の充実による「安心して住めるまちづくり」、農林業の振興、農林業と商工観光業の連携による地域活性化・6次産業化、町民の財産である歴史的資産、豊富な自然資源を生かした施策の展開による「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、誘客対策の実施による地域間交流の促進や人づくり・魅力づくり・活力づくり活動への支援による「交流とふれあいのまちづくり」を目指した予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、資料30ページをごらんください。

財源の構成では、自主財源が32.57%、依存財源が67.43%となっております。

地方交付税が30.54%、町税が17.04%、国・県支出金が16.38%となり、財政調整基金などの繰入金が11.97%、町債が17.94%を占める割合となっております。地方交付税では、国・県から示された資料をもとに計上させていただきました。町税につきましては、景気低迷により個人の町民税などは減少しておりますが、新築住宅の増などに伴う固定資産税の増額予算を計上させていただきました。

国庫支出金の増額は、臨時福祉助成金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事務費補助金の追加、防災・安全交付金として、高郷・田野口停車場線道路改良工事ほかの舗装補修、道路改良、橋りょう補修、橋りょう耐震工事、のり面点検、橋りょう点検などに係る交付金が増額、耐震性貯水槽設置工事に係る補助金の追加、高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加が主な理由で、232.37%の増となっております。

県支出金は、障がい者自立支援給付費負担金の増額や高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加などにより、19.38%の増となっております。

自主財源では、実績見込みに基づき各基金利子の増額により財産収入が4.98%の増、財政調整基金を含む繰入金は、減債基金やまちづくり基金、地域振興基金の増額、緊急地震対策事業基金の創設などにより4億2,048万4,000円、率にして83.97%の増となりました。

21ページをごらんください。

歳出予算の目的別の構成比では、コミュニティ施設整備事業などの自治振興事業、まちづくり事業、高度情報基盤整備事業の着手、町営バスの運行、環境対策の推進に係る総務費が30.91%、子育て等の支援、各種福祉サービスの実施などに係る民生費は16.70%、住民の健康づくり、環境衛生の向上や、飲料水供給施設・水道施設整備などの生活環境基盤整備を図る衛生費は8.68%、中学校の管理運営、町民の社会教育やスポーツ振興を図る教育費は7.67%、農林業の振興、農産物・林産物の搬出に寄与する農林道の整備に係る農林水産業費が7.0%、小災害対策事業や消防救急施設整備などの消防費は、5.47%を占めています。起債の元利償還金である公債費は、縁故債の繰上償還を予定しているため13.82%と依然大きな割合を占めています。

資料33ページをごらんください。

性質別では、地域要望に沿った町道・林道の改良や生活環境整備と高度情報基盤整備事業の着手により投資的経費が32.26%で、前年度より127.88%の増となっております。

義務的経費は、退職者補充の抑制に伴い人件費は減額していますが、高度情報基盤整備事業の着手などにより公債費の増額、障がい者自立支援給付費の増額などにより扶助費が増額となり、構成比は33.46%を占めており、前年度より13.24%の増となっております。

物件費では、臨時職員の賃金や消耗品費、光熱水費、修繕料などが増額となっているものの、デジタル防災行政無線システム設備事業の中断により備品購入費が減額となり、前年度対比2,711万1,000円の減で、構成比は15.17%を占めています。補助費は、静岡地域消防救

急無線デジタル化整備事業費負担金の追加や常備消防事務委託料、川根地区広域施設組合負担金の増額により4,811万9,000円の増で、構成比は10.71%を占めております。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

資料の12ページをごらんください。

第1款議会費は、7,371万3,000円です。前年度と比べ61万3,000円の増額です。議員共済会負担金の負担比率変更による増額が主なものです。

第2款総務費は、23億7,822万円です。前年度と比べ15億4,356万円の増額です。総務管理費において本庁舎マイクロバスの更新、広報車の更新、総合支所軽ダンプの更新等に伴う備品購入費の増額、本庁舎や山村開発センターに係る工事請負費の増額、企画費においては高度情報基盤整備事業の着手、レールパーク構想検討事業の実施などにより、地域活性化や地域間交流の促進を図ります。また、癒しの里づくり事業費補助金の活用等により特色ある地域づくりを目指します。中国竜泉市との友好都市推進事業費、千年の学校運営補助金などを計上し、元気で活力に満ちたまちづくりを目指していきます。

資料14ページをごらんください。

第3款民生費は、12億8,516万4,000円です。前年度と比べ5,319万1,000円の増額です。子育て支援センター運営経費や放課後児童クラブ事業の実施、外出支援サービス事業や在宅高齢者配食サービス事業の実施など、福祉サービスの充実により子供からお年寄りまで安心して生活できる福祉の環境づくりに努めます。

資料15ページをごらんください。

第4款衛生費は、6億6,828万9,000円です。前年度と比べ1,416万3,000円の減額です。インフルエンザ予防接種の負担軽減に取り組んでいます。また各種予防接種助成費、がん検診等健康づくり事業の実施、町内診療機関の施設整備により安心して暮らせるまちづくりを目指します。

第5款労働費は、191万2,000円です。

16ページをごらんください。

第6款農林水産業費は、5億3,881万4,000円です。前年度と比べ7,394万8,000円の減額となります。婚姻届出者に茶器セットの贈呈をする経費や茶草場農法実践者支援事業費補助金、民有林間伐作業委託料などを新規に予算計上いたしました。また林道整備などにより茶業・林業の振興を図ります。

17ページをごらんください。

第7款商工費は、3億1,109万2,000円です。前年度と比べ3,761万4,000円の増額です。経済対策として引き続き商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金の計上や、住宅リフォーム推進事業費補助金を計上するとともに、特色ある店づくりによる消費活性化を目指し、店舗等の改修等への支援としておもてなしの店づくり事業費補助金を盛り込んでいます。また、ユネスコエコパーク推進費を今年度新規に創設し、6月のユネスコエコパーク登録に

向けての経費及び登録後の推進のための経費を計上するとともに町の観光振興に積極的に取り組み、効果的な施策の展開により交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、3億3,074万3,000円です。前年度と比べ5,393万3,000円の増額です。道路維持費で町道9路線、道路新設改良費で町道9路線の修繕改良工事費を計上しており、国道・県道整備促進とあわせ町道や急傾斜地対策等の推進により、快適で安全な社会資本整備に努めます。

18ページをごらんください。

第9款消防費は、4億2,119万2,000円です。前年度と比べ2億5,428万6,000円の減額です。消防施設費で、元平成25年度見込額は前年地区の消防団詰所の建設工事費及び町内3カ所の耐震性貯水槽設置工事費を計上、災害対策費で、北部地域のデジタル防災行政無線システム整備設計業務委託料を計上し、災害対策の充実により災害に強いまちづくりを目指します。

第10款教育費は、5億9,025万7,000円です。前年度と比べ6,929万9,000円の増額です。小中学校の施設整備や南部小学校、中川根第一小学校の複式学級対応のための講師配置、町支援員の配置など、学校教育環境の充実や生涯学習の推進、社会体育施設の充実などにより、町の教育環境の向上に努めます。

19ページをごらんください。

第11款災害復旧費は、1,735万2,000円です。前年度と比べ53万7,000円の減額です。災害が発生した場合の応急的な復旧経費を計上し、迅速な対応に努めます。

第12款公債費は、10億6,325万2,000円です。前年度と比べ3億772万6,000円の増額です。これは縁故債の繰上償還経費の計上によるものでございます。

第13款予備費は、1,500万円です。前年度と同額を計上させていただきました。

次に、歳入でございます。

資料4ページをごらんください。

第1款町税は、13億1,108万1,000円です。前年度と比べ52万4,000円の減額です。景気低迷により個人の町民税は減少しておりますけれども、新築住宅の増に伴う固定資産税の増額が主な理由です。

第2款地方譲与税は、4,700万円です。前年度と比べ300万円の減額です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

資料5ページをごらんください。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

第6款地方消費税交付金は、9,200万円です。前年度と比べ1,700万円の増額です。消費税の税率変更に伴い増額となります。増額となった交付金につきましては、児童福祉施設費に充当する予定となっております。

第7款自動車取得税交付金は、850万円です。前年度と比べ850万円の減額です。自動車取

得税の税率変更により減額となります。

第8款地方特例交付金は、200万円です。住宅借入金等特別控除による減収分のみの計上となります。

第9款地方交付税は、23億5,000万円です。県から示された普通交付税等の試算により、普通交付税は23億円、特別交付税はルール分として5,000万円を計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年度と同額でございます。

6ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金は、3,253万5,000円です。前年度対比397万1,000円の減額です。防霜ファン更新に係る事業の終了により分担金の減額、保育所保育料の増額によるものです。

第12款使用料及び手数料は、5,832万9,000円です。前年度対比49万8,000円の減額です。

資料7ページをごらんください。

第13款国庫支出金は、7億3,188万8,000円です。前年度対比5億1,168万3,000円の増額です。障がい者自立支援給付費負担金の増額、保育所運営費負担金が減額、臨時福祉助成金給付事務費補助金及び子育て世帯臨時特例給付事務費補助金の追加、防災・安全交付金として高郷・田野口停車場線道路改良工事ほか舗装補修、道路改良、橋りょう補修、橋りょう耐震工事、のり面点検、橋りょう点検などに係る交付金が増額、耐震性貯水槽設置工事に係る補助金の追加、高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加によるものです。

7ページをごらんください。

第14款県支出金は、5億2,841万2,000円です。前年度対比8,578万9,000円の増額です。障がい者自立支援給付費負担金の増額、高度情報基盤整備事業に係る補助金の追加、グループホーム建設事業が終了したことによる補助金の減額、国土調査に係る補助金の減額によるものです。委託金は参議院議員選挙及び県知事選挙に係る減額が主な理由でございます。

第15款財産収入は、2,671万5,000円です。前年度対比126万7,000円の増額です。

資料9ページをごらんください。

第16款寄付金は、3,000円の科目設置です。

第17款繰入金は、9億2,124万円です。前年度対比4億2,048万5,000円の増額です。特別会計繰入金が科目設置の3万7,000円です。基金繰入金が9億2,120万3,000円です。前年度対比4億2,048万4,000円の増額です。

第1目財政調整基金繰入金は、4,900万円の減額です。第2目減債基金繰入金は、3億7,130万円の増額で、縁故債の繰上償還の財源として繰り入れを予定しております。第3目まちづくり基金繰入金は、3,800万円の増額です。癒しの里づくり事業、千年の学校運営費補助金、小中学校の管理経費、文化会館運営経費として繰り入れを予定しております。第7目地域振興基金繰入金は、3,540万円の増額です。高度情報基盤整備事業経費、おもてなしの店づくり整備事業、プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金等の経費として繰り入れを予定しています。第8目緊急地震対策事業基金繰入金は、2,601万4,000円の追加です。平

成25年度において大規模地震対策等総合支援事業費補助金の廃止に伴い創設された基金の繰り入れで、地震対策等の経費に充当する予定です。そのほか社会福祉基金から9,760万円、林業振興基金から213万3,000円、長島ダム水源地域振興及び環境・水資源保全基金から1,562万4,000円、それぞれ事業目的に沿った基金の繰り入れにより事業の展開をしていきます。

10ページをごらんください。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億189万7,000円です。前年度対比353万2,000円の減額です。

資料11ページをごらんください。

第20款町債は、13億8,020万円です。前年度対比5億3,680万円の増額です。過疎対策事業債が1億7,340万円、公共事業等事業債が5,720万円、合併特例債が8億9,960万円、臨時財政対策債は2億5,000万円です。

以上が平成26年度一般会計予算の概要でございます。

よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、議案第19号です。平成26年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,600万円で、前年度と比べ6,740万円の増額です。

歳出から説明させていただきます。

資料の45ページをごらんください。

第1款総務費は、2,960万5,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

資料45ページ、46ページをごらんください。

第2款保険給付費は、6億7,042万円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しています。

資料46ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,929万2,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として18万7,000円です。

第5款老人保健拠出金は、8,000円です。

第6款介護納付金は、5,727万2,000円です。

47ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金は、1億1,434万3,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,367万3,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人

間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、4万9,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、114万9,000円です。

48ページをごらんください。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

42ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、2億3,608万8,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、2億263万6,000円です。

第4款療養給付費交付金は、9,942万5,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億3,393万円です。

43ページをごらんください。

第6款県支出金は、5,549万4,000円です。

第7款共同事業交付金は、8,595万1,000円です。

第8款財産収入は、4万9,000円です。

第9款繰入金は、5,240万4,000円です。一般会計繰入金が5,240万1,000円です。基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

資料44ページをごらんください。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成26年度国民健康保険事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第20号、平成26年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,700万円で、前年度と比べ990万円の増額です。

歳出から説明させていただきます。

資料の52ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億2,684万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

歳入でございます。

資料の51ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、9,262万1,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,422万2,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成26年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、議案第21号です。平成26年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,310万円で、前年度と比べ1億3,830万円の増額です。

平成24年度からスタートした第5期介護保険事業計画の3年目となります。居宅介護サービス、施設介護サービス等の伸びにより対前年12.6%の伸びとなっています。

歳出から説明させていただきます。

資料の58ページをごらんください。

第1款総務費は、3,759万2,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、11億7,660万1,000円です。

資料の59ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、1万円です。

第5款地域支援事業費は、1,884万7,000円です。介護予防事業や二次予防事業対象者把握事業を実施する経費などを計上させていただきました。なお、平成26年度から福祉介護手当の経費につきましては、一般会計予算に計上しております。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、4万8,000円です。

歳入でございます。

資料の55ページをごらんください。

第1款保険料は、1億7,824万2,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万円です。

第3款国庫支出金は、3億2,454万5,000円です。

第4款支払基金交付金は、3億4,288万7,000円です。

資料の56ページをごらんください。

第5款県支出金は、1億8,837万2,000円です。

第6款財産収入は、1万円です。

第7款繰入金は、1億9,893万7,000円です。一般会計繰入金1億8,793万7,000円と積立基金繰入金1,100万円となっています。

資料の57ページをごらんください。

第8款繰越金は1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、8万6,000円です。

以上が平成26年度介護保険事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは続きまして、議案第22号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,650万円で、前年度と比べ780万円の減額です。

大規模事業である大間簡易水道施設整備事業及び本川根北部（奥泉）簡易水道施設整備事業の施工を予定しておりますが、工事請負費等により減額となっています。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の64ページをごらんください。

第1款総務費は、3,535万5,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、1億3,537万8,000円です。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを計上しております。第2項水道建設費には、大間簡易水道施設整備工事費、本川根北部（奥泉）簡易水道設備工事費を計上しております。

第3款基金積立金は、2万6,000円です。

第4款公債費は、1億1,474万円です。過疎対策債、簡易水道債の元金及び利子の支払いです。

第5款諸支出金は1,000円で、一般会計への繰出金の科目設置を新設させていただきました。

第6款予備費は、100万円です。

次に、歳入でございます。

資料の62ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,196万7,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、2万6,000円です。

第4款繰入金は、1億5,025万3,000円です。一般会計繰入金は1億1,775万2,000円で、施設建設費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は3,250万1,000円です。

資料の63ページをごらんください。

第5款繰越金は、215万2,000円です。

第6款諸収入は、1万2,000円です。

第7款町債は、2,200万円です。大間簡水施設整備事業及び本川根北部（奥泉）簡易水道設備事業に充当するため、過疎対策債及び簡易水道事業債の起債を予定しております。

以上が平成26年度簡易水道事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号です。平成26年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,420万円で、前年度と比べ1,360万円の増額です。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の69ページをごらんください。

第1款総務費は、991万3,000円です。職員人件費、事務費等の管理経費です。

第2款温泉事業費は、3,417万7,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替え工事、接岨峡温泉ポンプ改修工事、千頭温泉ポンプ改修（オーバーホール）工事など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものでございます。

第3款基金管理費は、1万円です。

第4款予備費は、10万円です。

歳入についてです。

資料の68ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、470万7,000円です。

第2款財産収入は、1万円です。

第3款繰入金は、3,937万9,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成26年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

それでは、最後です。議案第24号、平成26年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明させていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,490万円で、前年度と比べ970万円の減額です。

現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう関係機関と協議し対応できるような予算とさせていただいております。

それでは、歳出から説明させていただきます。

資料の74ページをごらんください。

第1款総務費は、3,558万9,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、緑茶服用習慣の自己健康改善に及ぼす効果に関する研究における経費が減額をしております。

第2款医業費は、916万円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

歳入でございます。

資料の72ページをごらんください。

第1款診療収入は、2,260万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、2,217万円です。一般会計の繰入金でございます。

第4款繰越金は、1,000円です。

資料73ページをごらんください。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成26年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要でございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 大変長い説明をありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は議案第18号から議案第24号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第24号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。



◎日程第27 発議第1号 川根本町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長(中田隆幸君) 日程第27、発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。



◎日程第28 発議第2号 川根本町議会全員協議会運営規程の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第28、発議第2号、川根本町議会全員協議会運営規程の制定についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、川根本町議会全員協議会運営規程の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会全員協議会運営規程の制定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第29 発議第3号 リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出について

○議長（中田隆幸君） 日程第29、発議第3号、リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、リニア中央新幹線建設に伴う大井川河川流量減少予測への対応に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎日程第30 発議第4号 新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出について

○議長（中田隆幸君） 日程第30、発議第4号、新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号、新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、新聞をはじめ生活必需品に消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎日程第31 発議第5号 大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出について

○議長(中田隆幸君) 日程第31、発議第5号、大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第5号、大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、大井川鐵道の大幅減便計画に関する要請書の提出については、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） 予算特別委員会の開催等の都合によって、3月5日から3月17日までの13日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月17日までの13日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時28分